

平成23年度 事業報告書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

1. 国民の皆様へ	1
2. 基本情報	2
(1) 法人の概要	2
(2) 本所・支所等の住所	5
(3) 資本金の状況	5
(4) 役員の状況	6
(5) 常勤職員の状況	7
3. 簡潔に要約された財務諸表	8
4. 財務情報	11
(1) 財務諸表の概況	11
(2) 施設等投資の状況（重要なもの）	16
(3) 予算・決算の概況	16
(4) 経費削減及び効率化目標との関係	17
5. 事業の説明（セグメント情報）	19
(1) 財源構造	19
(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明	20
6. 当該事業年度の業務の実施状況	24
6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	24
A. 各分野における業務の質の向上のための取組み	24
A-1. 製品安全分野	24
A-2. 化学物質管理分野	33
A-3. バイオテクノロジー分野	42
A-4. 適合性認定分野	49
A-5. その他	59
B. 組織・業務運営における取組みの強化	60
6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	69

1. 国民の皆様へ

製品評価技術基盤機構（N I T E : National Institute of Technology and Evaluation、以下「ナイト」という。）は、経済及び産業の発展等に資するため、社会的リスクの低減を図ることを第三期中期目標期間（平成23～27年度）における共通目標とし、これまで蓄積されてきた科学的知見と高度な技術力等の強みを持つ製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野の4分野をコア・コンピタンスとして、公平かつ中立的な機関という立場で国民及び産業界の要請に応えてきた実績を踏まえ、①国民の安全レベルの質的向上と信頼性のある情報の提供等による安心の確保、②製品等の信頼性と安全性の確保を支える社会的基盤の整備、③輸入品の安全確保のため情報収集・情報提供、技術支援を行うことや各国の規制に対する適合性を担保すること、国際的なルールや基準作り等に対する技術支援を行うこと等の国際的な枠組みの下での社会的要請に積極的、能動的に取り組んでいくといった役割を果たすことに力を入れてきました。

第三期中期目標期間の初年度である平成23年度は、製品安全分野では、事故調査の迅速化に取り組み、92%の調査案件を3か月で終了させたほか、事故の未然・再発防止のための情報提供として、毎月の定期プレス説明会やチラシなどの配布に加え、小学校高学年用DVDを約8,500校に配布し、小学生からの製品安全啓発に努めました。また、製品の安全確保のための標準化では、消費生活用製品安全法特別特定製品の乳幼児ベッド技術基準の解釈の見直しや、消費者への注意喚起を促進する図記号（アイコン）についての提案を行いました。

化学物質管理分野では、化審法における一般化学物質（662物質）及び新規化学物質（78物質）のスクリーニング評価を実施し、優先評価化学物質（8物質）を選定しました。また、化審法における有害性評価項目である28日間反復投与毒性等の予測を支援するためのシステムを世界で初めて開発し、リスクベースでの化学物質管理制度の確立と、円滑な施行に貢献しました。

バイオテクノロジー分野では、微生物の産業利用を促進する観点から、アジア諸国との連携を維持・強化し、生物多様性条約・名古屋議定書に基づいた海外資源国との二国間協力体制を構築することにより、産業利用上重要な微生物を着実に収集しライブラリを充実させるとともに、新しい品質管理手法を実用化するなどにより品質管理のしっかりした微生物の供給を実施しています。

適合性認定分野では、法令に基づく認定等を行うとともに、鉄道システムの海外進出を支援するための設計から製造までを対象とした製品認証機関認定プログラムの開発、電子顕微鏡等の長さ標準として用いる「形状測定器（ナノスケール）」の校正事業者認定によるナノ領域までの長さ標準供給体制の整備、放射能・放射線測定に係る試験所認定プログラムの検討など、政策的・社会的認定ニーズに迅速に対応してきました。また、技術的信頼性の高い認定機関運営のために国際活動に積極的に貢献しました。

ナイトは、これからも、国民の期待に適時かつ適切に応え、信頼できる技術と情報をもとに、社会的リスクの低減に取り組んでまいります。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

ナイトは、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としております。(独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条)

② 業務の範囲(機構法第11条)

ナイトは、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条の目的を達成するため、以下の業務を行います。

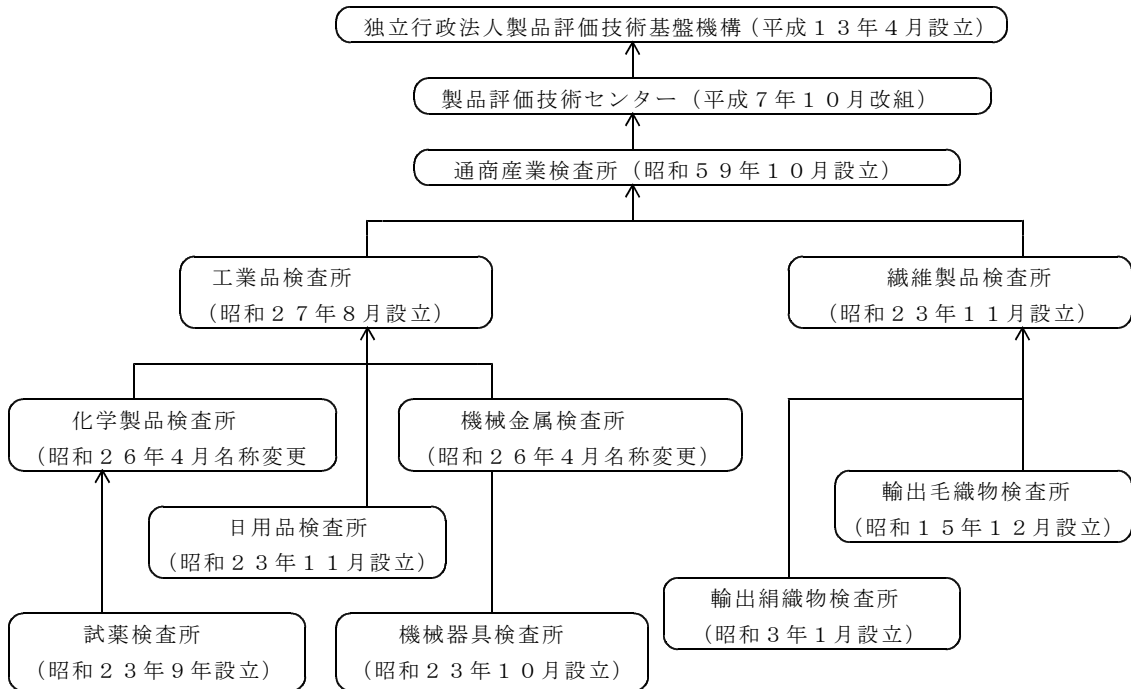
- a. 工業製品その他の物資に関する技術上の評価
- b. 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価
- c. 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供
- d. aの評価の技術に関する調査及び研究
- e. a～dの業務に附帯する業務
- f. 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第21条第1項及び第2項並びに第40条第1項の規定による立入検査並びに第42条第1項第8号の規定による検査
- g. ガス事業法(昭和29年法律第51号)第39条の17第1項第8号の規定による検査並びに第47条第1項及び第3項の規定による立入検査
- h. 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)第42条の4第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第46条第1項及び第2項の規定による立入検査又は質問
- i. 家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第19条第1項の規定による立入検査
- j. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第64条第1項第8号の規定による検査又は質問並びに第83条第1項及び第5項の規定による立入検査又は質問
- k. 消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)第31条第1項第8号の規定による検査並びに第41条第1項から第3項までの規定による立入検査
- l. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第33条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- m. 計量法(平成4年法律第51号)第148条第1項及び第2項の規定による立入検査(同法第144条第1項に規定する認定事業者に対するものを除く。)

- n. 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）
第30条第5項の規定による立会い及び第33条第4項の規定による立入検査、質問又は収去
- o. 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成13年法律第111号）第37条第4項の規定による立入検査又は質問
- p. 遺伝子組換え生物等の使用等の規制等による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去

③ 沿革

平成13年4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構設立

独立行政法人製品評価技術基盤機構の前身は次の図のとおり。



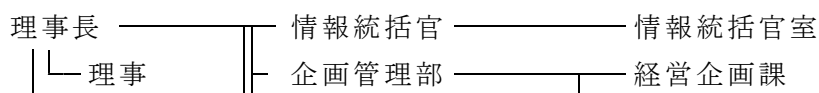
④ 設立根拠法

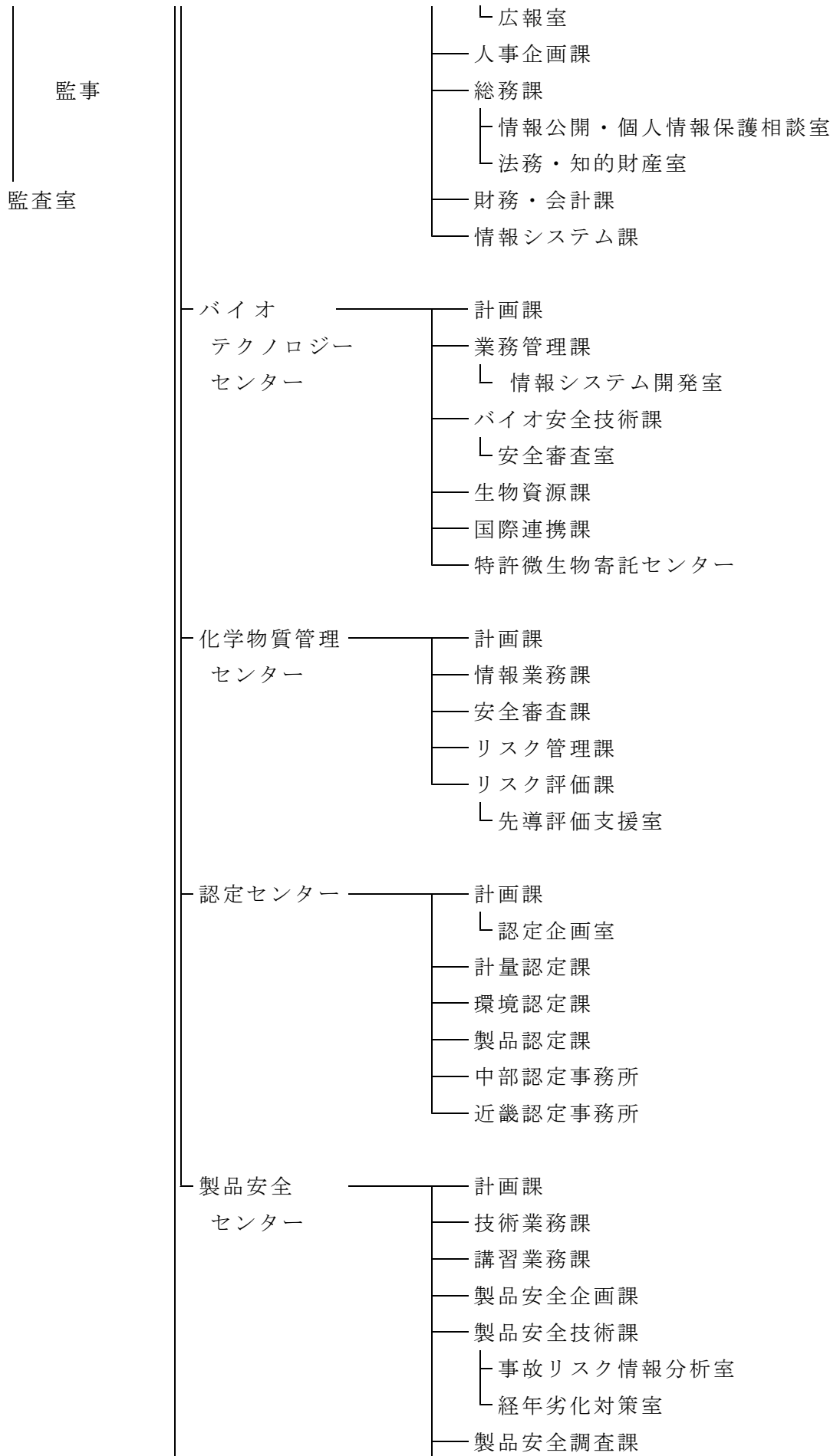
独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）及び独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成11年法律第204号）

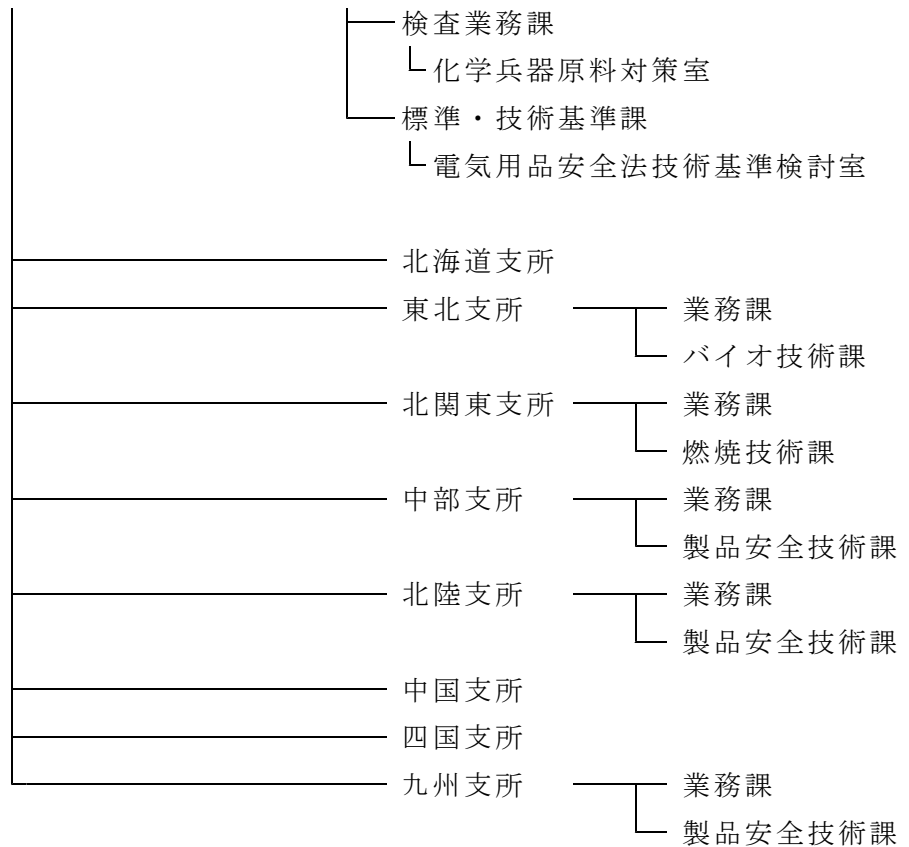
⑤ 主務大臣（主務省所管課）

経済産業大臣（経済産業省産業技術環境局知的基盤課）

⑥ 組織図（平成24年3月末現在）







(2) 本所・支所等の住所

- 本所 : 東京都渋谷区西原2-49-10
 バイオテクノロジーセンター : 千葉県木更津市かずさ鎌足2-5-8
 製品安全センター : 大阪府大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
 北関東支所※ : 群馬県桐生市堤町3-7-4
 北海道支所 : 北海道札幌市北区北八条西2-1-1 札幌第一合同庁舎
 東北支所 : 宮城県仙台市宮城野区東仙台4-5-18
 中部支所 : 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
 北陸支所 : 石川県金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎
 中国支所 : 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第3号館
 四国支所 : 香川県高松市寿町1-3-2 高松第一生命ビルディング5F
 九州支所 : 福岡県福岡市南区塩原2-1-28

※平成24年4月1日から製品安全センター燃焼技術センターに改組

(3) 資本金の状況

(単位: 百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	19,072	—	—	19,072
資本金合計	19,072	—	—	19,072

(4) 役員 の 状 況

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	安井 至	自：平成23年 4月 1日 至：平成25年 3月31日		昭和43年 3月 東京大学工学部合成化学科卒業 48年 3月 東京大学大学院工学系研究科博士課程 修了 工学博士 昭和50～52年 米国レンセラー工科大学博士研究員 平成 2年 7月 東京大学生産技術研究所教授 8年 5月 東京大学国際・産学共同研究センター、 センター長併任 平成 9年 4月 全国産学連携センター協議会会長 平成15年12月 国際連合大学 副学長 平成15年12月 東京大学客員教授 平成16年 6月 東京大学名誉教授 平成20年 1月 国際連合大学 名誉副学長 平成20年 1月 (独) 科学技術振興機構研究開発戦略 センター 平成20年 4月 同 上席フェロー 平成21年 4月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長
理 事	獅山有邦	自：平成23年 7月31日 至：平成25年 3月31日	経 営 ・ 企 画、人事、 予算、広報、 化学物質管 理センター ・認定セン ター	昭和58年 4月 通商産業省 入省 平成13年 5月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 化学物質管理センター所長 平成17年 9月 経済産業省製造産業局 化学物質管理課長 平成20年 7月 同 中部経済産業局総務企画部長 平成22年 7月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 理事 (役員出向)
理 事	菊池 久	自：平成23年 4月 1日 至：平成25年 3月31日	労務、会計、 文書・情報 管理、法務 ・知的財 産、バイオ テクノロジー センター ・製品安全 センター	昭和42年 7月 通商産業省 (鶴岡繊維製品検査所米沢 出張所) 入省 昭和46年 4月 同 横浜繊維製品検査所検査課 昭和59年10月 同 通商産業検査所商品テスト部織 維業務課 昭和62年10月 同 生活産業局総務課繊維企画官付 繊維検査専門職 平成 3年 4月 同 通商産業検査所総務部繊維管理 課長補佐 平成 5年 7月 同 通商産業検査所バイオテクノロジー 検査センターバイオテクノロジー 検査課長 平成 7年10月 同 製品評価技術センター バイオ テクノロジーセンター解析技術課長 平成13年 1月 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 バイオテクノロジーセンター長 平成13年 4月 同 バイオテクノロジーセンター所 長 平成15年 4月 同 バイオテクノロジー本部次長

				平成16年 6月 同 生活・福祉技術センター所長 平成21年 4月 同 理事
監 事	鈴木孝利	自：平成23年 4月 1日 至：平成25年 3月31日		昭和46年 3月 名古屋大学理学部化学科卒業 昭和46年 4月 住友化学工業(株)入社 平成 7年 6月 千葉工場第三製造部長 平成10年 6月 石油化学業務室部長 平成11年12月 レスポンシブルケア室部長 平成12年12月 ザ・ポリオレフィン・カンパニー出向 (同社取締役) 平成15年 1月 千葉工場副工場長兼生産管理部長 平成16年 6月 執行役員就任 千葉工場長を委嘱 平成20年 5月 執行役員 ペトロケミカルコーポレー ションオブシンガポール従事(同社社 長) 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事
監 事	織 朱實	自：平成23年 4月 1日 至：平成25年 3月31日		昭和61年 3月 早稲田大学法学部卒業 平成 2年 1月 東京海上火災保険(株)入社 (企業リス クコンサルティング室副主任) 平成 8年 東京海上リスクコンサルティング(株) 主任研究員 平成13年 東京海上リスクコンサルティング(株) 退社 平成15年 3月 一橋大学大学院法学研究科博士課程修 了(法学博士) 平成15年 4月 関東学院大学法学部 准教授 平成18年 6月 三井化学(株)社外取締役(平成22年ま で) 平成18年 9月 上海大学招聘教授 平成20年 4月 関東学院大学法学部 教授 平成23年 4月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事(非常勤)

(5) 常勤職員の状況

ナイトの平成23年度末※常勤職員数は397名であり、平成17年度比増減は△6.3%となっている。

なお、常勤職員数の対前年度末増減比は1.0%である。

	平成22年度末	平成23年度末
常勤職員	401名	397名
うち任期付研究員	7名	8名
うち国からの出向者	10名	12名
非常勤職員	145名	148名
出向者	15名	15名
うち国の機関への出向者	13名	13名
その他	2名	2名

※年度末・・・当該年度の1月1日における数

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	3,142	流動負債	2,168
現金・預金	2,822	運営費交付金債務	804
その他	319	その他	1,364
固定資産	15,826	固定負債	2,769
有形固定資産	15,656		
無形固定資産	103	負債合計	4,937
投資その他の資産	67		
		純資産の部	
		資本金	19,072
		政府出資金	19,072
		資本剰余金	▲6,150
		利益剰余金	1,108
		純資産合計	14,030
資産合計	18,968	負債・純資産合計	18,968

※百万円未満を四捨五入している関係上、合計等の金額について、一致しない場合がある(以下同じ)。

② 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	7,444
業務費	6,505
人件費	3,762
減価償却費	706
その他	2,037
一般管理費	915
人件費	679
減価償却費	58
その他	179
その他	24
経常収益 (B)	7,452
運営費交付金収益等	6,420
自己収入等	972
その他	60
臨時損失 (C)	31

臨時利益 (D)	33
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	127
当期総利益 (B) - (A) - (C) + (D) + (E)	136

③ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	▲10
人件費支出	▲ 4,602
運営費交付金収入	7,040
自己収入等	882
その他の収入・支出	▲ 3,330
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	▲ 699
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	▲ 191
IV 資金減少額 (D=A+B+C)	▲900
V 資金期首残高 (E)	3,723
VI 資金期末残高 (F=D+E)	2,822

④ 行政サービス実施コスト計算書

(単位：百万円)

	金 額
I 業務費用	6,442
損益計算上の費用 (控除) 自己収入等	7,475 ▲1,033
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	552
III 損益外除売却差額相当額	6
IV 引当外賞与見積額	▲24
V 引当外退職給付増加見積額	44
VI 機会費用	346

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金：現金、預金

その他（流動資産）：ナイトの業務活動から生じる未収金、たな卸資産等

有形固定資産：土地、建物、機械装置、車両、工具、器具及び備品などナイトが長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産

無形固定資産：ソフトウェア、電話加入権

投資その他の資産：権利金

運営費交付金債務：ナイトの業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高

その他（流動負債）：ナイトの業務活動から生じる未払金及び未払費用等

その他（固定負債）：資産見返運営費交付金及び資産見返物品受贈額等

政府出資金：国からの出資金であり、ナイトの財産的基礎を構成

資本剰余金：国から交付された施設費を財源として取得した資産でナイトの財産的基礎を構成

利益剰余金：ナイトの業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

業務費：ナイトの業務に要した費用

人件費：給与、賞与、法定福利費等、ナイトの役職員等に要した経費

減価償却費：業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

財務費用：支払利息

運営費交付金収益：国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

自己収入等：手数料収入、受託収入などの収益

臨時損益：固定資産の除売却損益

前中期目標期間繰越積立金取崩額：前中期目標期間において今中期目標期間に繰越が認められた積立金の取崩し

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：ナイトの通常の業務の実施にかかる資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等

投資活動によるキャッシュ・フロー：将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動にかかる資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出等、資金の調達及び返済等

財務活動によるキャッシュ・フロー：借入れ・返済による収入・支出等、資金

の調達及び返済等

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : ナイトが実施する行政サービスのコストのうち、ナイトの損益計算書に計上される費用から自己収入を控除した額

損益外減価償却相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額
(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

損益外除売却差額相当額 : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額
(損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている)

引当外賞与見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の賞与引当金見積額 (損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう賞与引当金見積額を貸借対照表に注記している)

引当外退職給付増加見積額 : 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額 (損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している)

機会費用 : 国の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額など

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、利益剰余金、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析 (内容・増減理由)

(経常費用)

平成23年度の経常費用は、7,444百万円と前年度比1,070百万円減(12.6%減)となっている。

(経常収益)

平成23年度の経常収益は、7,452百万円と前年度比2,274百万円減(23.4%減)となっている。これは、手数料等収入が89百万円増加した一方で、22年度が中期目標期間最終年度により独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務の残額1,105百万円を全額収益化していたこともあり、運営費交付金収益が1,924百万円、講習関係業務収入が545百万円減少したことが主たる要因である。

(当期総損益)

平成23年度の当期総利益は、136百万円と前年度比1,065百万円減(88.7%減)となっている。これは、上記の経常損益の状況及び固定資産の除売却及び資産の除売却に伴う資産見返戻入による臨時損益2百万円、並びに前中期目標期間繰越積立金取崩額127百万円を計上した結果である。

(資産)

平成23年度末現在の資産合計は、18,968百万円と前年度末比1,539百万円減(7.5%減)となっている。これは、政府受託収入の増に伴う未収金などが120百万円増加した一方で、平成22年度の中期目標期間終了時における積立金のうち平成23年度に繰り越し承認申請を行わなかった分を国庫に納付したことにより現金及び預金が900百万円減少したこと、不要な固定資産の除売却を行ったことが主たる要因である。

(負債)

平成23年度末現在の負債合計は、4,937百万円と前年度末比177百万円減(3.5%減)となっている。これは、平成22年度が中期目標期間最終年度により独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務が0円に対し、平成23年度は804百万円の運営費交付金債務があること、業務費用の減少により未払金が730百万円減少したことが主たる要因である。

(利益剰余金)

平成23年度末現在の利益剰余金は、1,108百万円と前年度末比858百万円減(43.6%減)となっている。これは、平成22年度が中期目標期間最終年度であったため、平成22年度までの通則法第44条第1項積立金及び平成22年度の未処分利益が1,966百万円のうち、前中期目標期間繰越積立金として繰り越しが認められた1,127百万円から平成23年度に前中期目標期間繰越積立金を取り崩した155百万円を差し引いた額に当期未処分利益136百万円を加えたものである。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の業務活動によるキャッシュ・フローは、▲10百万円と前年度比793百万円減(101.3%減)となっている。これは、平成22年度の中期目標期間終了時における積立金のうち平成23年度に繰越が認められなかった分839百万円を国庫に納付したことが主たる要因である。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、▲699百万円と前年度比339百万円増(32.7%増)となっている。これは、固定資産

の取得による支出が減少したことが主たる要因である。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成23年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、▲191百万円と、前年度比113百万円増(37.2%増)となっている。これは、新規のファイナンス・リース契約が減少したことが主たる要因である。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常費用	9,001	9,159	8,458	8,514	7,444
経常収益	8,825	9,377	8,982	9,726	7,452
当期総利益(▲は損失)	▲114	284	532	1,201	136
資産	19,803	19,952	21,104	20,506	18,968
負債	5,066	5,427	6,414	5,115	4,937
利益剰余金	110	333	804	1,966	1,108
業務活動によるキャッシュ・フロー	999	1,685	1,803	784	▲10
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲433	▲192	▲337	▲1,039	▲699
財務活動によるキャッシュ・フロー	▲184	▲200	▲204	▲304	▲191
資金期末残高	1,728	3,020	4,282	3,723	2,822

注1 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

注2 対前年比において、当期総利益が変動をしている主たる要因は、平成22年度が中期目標期間最終年度により独立行政法人会計基準第81第3項の規定に基づき、運営費交付金債務の残額1,105百万円を全額収益化していたためである。

注3 対前年比において、利益剰余金が変動をしている主たる要因は、平成22年度が中期目標期間最終年度であったため、平成22年度までの通則法第44条第1項積立金及び平成22年度の未処分利益が1,966百万円のうち、前中期目標期間繰越積立金として繰り越しが認められた1,127百万円から平成23年度に前中期目標期間繰越積立金を155百万円取り崩したこと及び当期末処分利益136百万円を計上したためである。

注4 対前年比において、業務活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要因は、講習関係業務の受講者数減により講習業務関係収入の減少及び業務経費及び一般管理経費支出の減少したためである。

注5 対前年比において、投資活動によるキャッシュ・フローが変動している主たる要

因は、固定資産の取得による支出の減少したためである。

② セグメント事業損益の経年比較・分析（内容・発生理由）

製品安全分野の事業損益は、▲6百万円と前年度比5百万円増（47.4%増）となっている。これは、受託事業で購入した資産の減価償却費の減少が主たる要因である。

化学物質管理分野の事業損益は▲78百万円と前年度比81百万円減（2758.0%減）となっている。これは、やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務で第3期中期目標期間に繰越が認められた費用及び受託事業で購入した資産の減価償却費の増加が主たる要因である。

バイオテクノロジー分野の事業損益は、▲16百万円と前年度比4百万円減（28.1%減）となっている。これは、東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のために第2期中期目標期間から繰越をした費用及び受託事業で購入した資産の減価償却費の増加が主たる要因である。

適合性認定分野の事業損益は、▲5百万円と前年度比6百万円減（584.0%減）となっている。これは、やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務で第3期中期目標期間に繰越が認められた費用が主たる要因である。

講習関係業務の事業損益は、85百万円と前年度比41百万円減（32.3%減）となっている。これは講習受講者数の減少が主な要因である。

表 事業損益の経年比較

（単位：百万円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
製品安全分野	▲32	▲32	▲30	▲11	▲6
化学物質管理分野	3	1	▲1	3	▲78
バイオテクノロジー分野	▲35	▲43	▲39	▲13	▲16
適合性認定分野	▲0	0	0	1	▲5
講習関係業務	▲119	291	595	126	85

注 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

③ セグメント総資産の経年比較・分析（内容・増減理由）

製品安全分野の総資産は、3,357百万円と前年比260百万円減（7.2%減）となっている。

化学物質管理分野の総資産は、1,981百万円と前年比82百万円増（4.3%増）となっている。

バイオテクノロジー分野の総資産は、7,894百万円と前年比518百万円

減（6.2%減）となっている。

適合性認定分野の総資産は、1,169百万円と前年比106百万円減（8.3%減）となっている。

講習関係業務の総資産は、267百万円と前年比33百万円増（14.2%増）となっている。

総資産が全体的に減少しているのは、不要な固定資産の除売却が主たる要因である。

表 総資産の経年比較

（単位：百万円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
製品安全分野	2,640	2,803	3,738	3,617	3,357
化学物質管理分野	1,654	1,834	1,570	1,900	1,981
バイオテクノロジー分野	11,035	9,891	8,950	8,412	7,894
適合性認定分野	1,211	854	992	1,275	1,169
講習関係業務	192	238	264	234	267

注 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

④ 目的積立金の申請、取崩内容等

当期は当期総利益136百万円を計上したが、目的積立金の申請はしていない。前中期目標期間繰越積立金取崩額127百万円は、以下の費用等に係る金額を取り崩したことによるものである。

- ・第1期及び第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用
- ・第2期中までに契約したファイナンスリース取引に係る差損及び前払費用
- ・やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の費用
- ・東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための費用

⑤ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較、分析（内容・増減理由）

平成23年度の行政サービス実施コストは、7,367百万円と前年度比610百万円減（7.7%減）となっている。これは、引当外退職給付増加見積額が135百万円増加した一方で、業務費用が681百万円と機会費用が43百万円減少したことが主たる要因である。

表 行政サービス実施コストの経年比較

（単位：百万円）

区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
業務費用	7,945	6,921	6,121	7,123	6,442

うち損益計算書上の費用	9,152	9,191	8,559	8,588	7,475
うち自己収入	▲1,208	▲2,270	▲2,438	▲1,464	▲1,033
損益外減価償却相当額	512	553	744	562	552
損益外減損損失相当額	—	—	—	—	—
損益外除売却差額相当額	—	—	—	3	6
引当外賞与見積額	▲3	▲34	▲21	▲10	▲24
引当外退職給付増加見積額	▲50	▲154	▲47	▲91	44
機会費用	405	390	420	389	346
行政サービス実施コスト	8,808	7,676	7,216	7,977	7,367

注1 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

注2 業務費用の減少については、損益計算書上の費用の減少が要因である。

注3 損益外減価償却相当額の減少については、現物出資固定資産を除却したことが主たる要因である。

注4 引当外退職給付増加見積額の増加については、退職者数の減少による退職手当支給額の減少が主たる要因である。

(2) 施設等投資の状況 (重要なもの)

① 当事業年度中に完成した主要施設等

九州支所庁舎整備 (確定額 27百万円)

② 当事業年度中において継続中の主要施設等の新設・拡充

東北支所庁舎復旧 (交付決定額 228百万円)

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当なし。

(3) 予算・決算の概況

(単位：百万円)

区 分	19年度		20年度		21年度	
	予 算	決 算	予 算	決 算	予 算	決 算
収 入						
運営費交付金	7,588	7,588	7,466	7,466	7,392	7,392
施設整備費補助金	102	102	120	117	265	246
受託収入	207	590	316	594	248	375
講習関係収入	396	653	1,231	1,680	1,792	1,707
その他収入	193	192	205	249	181	227

支 出						
業務経費	6,461	6,307	6,391	5,894	6,369	6,078
施設整備費補助金	102	102	120	117	265	246
受託経費	207	591	316	593	248	375
講習関係経費	593	556	1,106	1,160	1,392	1,254
一般管理費	1,319	1,222	1,280	1,030	1,204	986
区 分	22年度		23年度			
	予 算	決 算	予 算	決 算	差 額 理 由	
収 入						
運営費交付金	7,155	7,155	7,040	7,040		
施設整備費補助金	0	105	29	27	支出減に伴う減	
受託収入	203	313	81	299	受託契約の増	
講習関係収入	875	697	364	405	受講者の増	
その他収入	194	220	265	342	手数料収入等の増	
支 出						
業務経費	6,332	7,020	6,320	5,745	経費の減	
施設整備費補助金	0	105	29	27	入札効果等	
受託経費	203	313	81	298	受託契約の増	
講習関係経費	820	812	347	321	経費の減	
一般管理費	1,017	920	985	924	経費の減	

注1 第二期中期目標期間は平成22年度までであり、平成23年度からは第三期中期目標期間となる。

注2 予算区分及び予算額については、当該年度の年度計画に記載されている予算区分及び予算金額を記載。（前中期目標期間繰越積立金取崩額を除く）

注3 決算額の収入については、現金預金の収入額に期末の未収金等の額を加減したものを記載。

注4 決算額の支出については、現金預金の支出額に期末の未払金等の額を加減したものを記載。

注5 決算額の支出のうち業務経費、一般管理費及び講習関係経費には、前中期目標期間繰越積立金を充当すべき業務に係る支出を含む。

（4）経費削減及び効率化目標との関係

① 経費削減及び効率化目標

ナイトにおいては、運営費交付金を充当する業務については、業務経費について、新規に追加されるもの、拡充分等は除外した上で、第三期中期目標の期間中、平均で前年度比1%以上の削減を行うとともに、一般管理費については、第三期中期目標期間中、平均で前年度比3%以上の削減を行う。また、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、効率的な業務の運営を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努めることを目標としている。

このような資金的制約の下、国民生活、社会経済上の要請や行政ニーズに的確に対応していくため、民間で実施可能なものは積極的にアウトソーシングし、外部人材の活用等を進め、国との的確な役割分担の下、ナイトが真に担うべき事務及び事業に特化して、より一層の効率化を図ることとしているところである。

② 上記目標の第二期中期目標期間及び平成23年度における推移

第二期中期目標期間及び平成23年度

(単位：百万円)

区分	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
一般 管理 費	1,325	—	1,222	▲7.8	1,030	▲15.7	986	▲4.3	920	▲6.7	924	0.4
業務 経費	6,349	—	6,307	▲0.7	5,894	▲6.5	6,078	3.1	7,020	15.5	5,745	▲18.2

5. 事業の説明（セグメント情報）

（1）財源構造

ナイトの経常収益は7,452百万円（前年度9,726百万円）で前年度比2,274百万円の減となっている。これは主に、第2期末であった22年度の運営費交付金収益には、独立行政法人会計基準に基づき収益化された運営費交付金債務1,105百万円が含まれていることによる。なお、期中の執行に伴う運営費交付金収益（資産見返運営費交付金戻入を含む）は1,836百万円減少した一方で、講習関係業務収入、受託収入がそれぞれ545百万円、31百万円減少した。

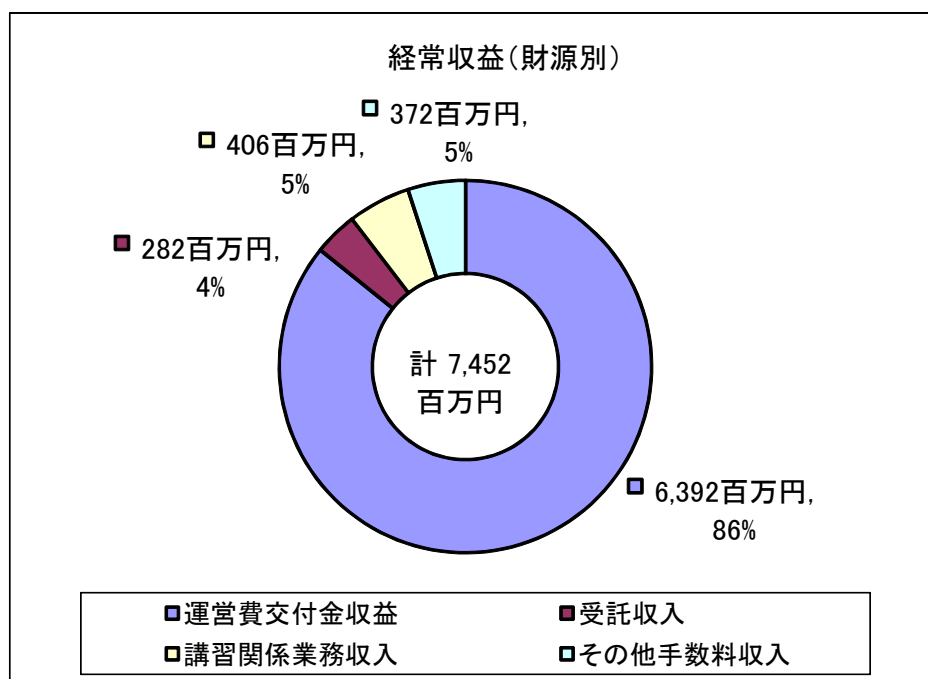
経常収益の内訳は運営費交付金収益（資産見返戻入分を含む）が6,392百万円（経常収益の86%）、受託収入が282百万円（同4%）、講習関係業務収入が406百万円（同5%）、その他手数料等収入が372百万円（同5%）となっている。

運営費交付金が収益全体の86%を占めているが、これはナイトの業務の大部分が法律に基づく規制の執行及びその技術的支援を担っていることによる。

受託収入は、282百万円で前年度比31百万円の減となっている。これは主に、前年度で終了した受託事業（前年度実績計17百万円）があったこと、また、その外の継続受託事業についても昨年度に比して計14百万円の実績額の減少があったことが挙げられる。

講習関係業務収入は、406百万円となっており、前年度比545百万円の減となっているが、これは、受講者数が5年周期で大きく変動するためである。

なお、講習関係業務は、電気工事士法及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習受講者からの受講料等、講習関係業務収入のみを資金として実施している。



	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
運賃収入	7,612	7,062	6,499	8,228	6,392
委託手数料	590	594	375	313	282
手数料	433	1,449	1,852	951	406
その他	174	219	208	195	284
その他	16	53	48	39	88
経常収益合計	8,825	9,377	8,982	9,726	7,452

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 製品安全分野

製品安全分野では、輸入品を含めた製品安全の社会的リスク（特に、高齢者・子供が被害を受けることとなる製品事故のリスク）を低減するため、製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みを強化すること等により、国民と事業者との間に立って情報提供や技術的支援を行うとの立場から、

- a) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化（リスク評価・分析の実施）、信頼性向上
- b) 安全レベルの質的向上（事故原因の解析、高齢者や子供等の行動分析によるリスク評価、ヒヤリ・ハット情報の収集、各種情報提供）
- c) 技術基準・規格等の提案活動の強化
- d) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施等

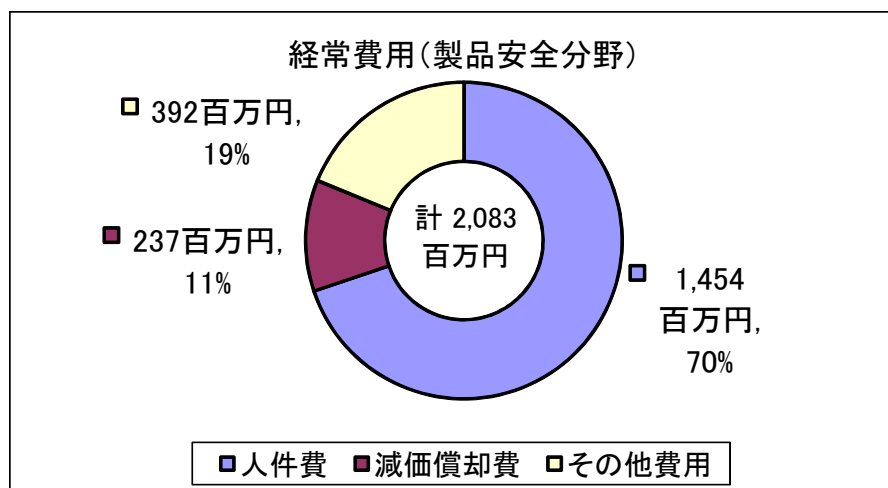
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金1,964百万円（運営費交付金収益及び資産見返交付金戻入の合計、以下同じ。）、自己収入等113百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、2,083百万円で対前年度比5.5%の減となった。

なお、製品事故調査・原因究明に必要な人員及び設備機器等を多く抱えており、費用の内訳において以下のとおり減価償却費及び人件費の割合が大きくなっている。



イ 化学物質管理分野

化学物質管理分野では、製品由来によるものを含め、化学物質の人の健康や環境に影響する社会的リスクを低減するため、国民の安全レベルの質的向上等を図る観点から、持続可能な開発に関する世界首脳会議での合意を念頭に置きながら、化学物質管理法令の法執行・支援業務を主軸として、

- a) リスク評価に基づく化学物質の管理
- b) 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進
- c) 化学兵器に係る国際約束の担保
- d) 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

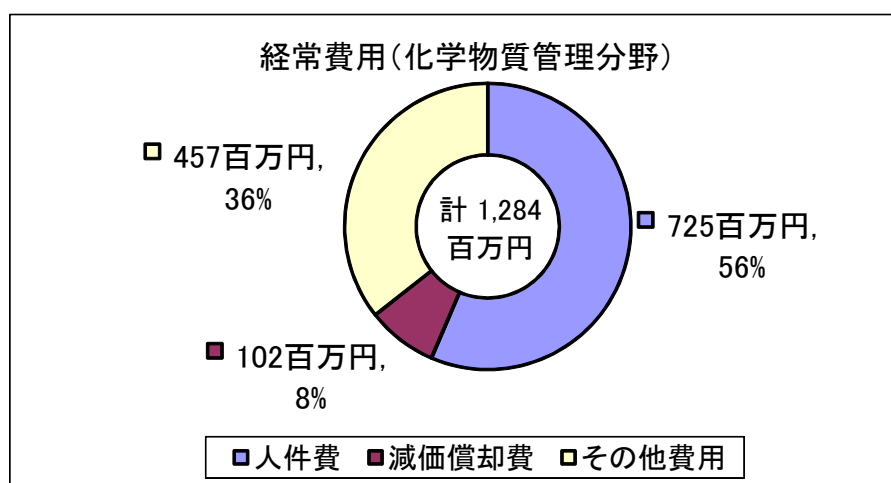
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 1,054 百万円、自己収入等 152 百万円となっている。

自己収入の大部分は受託収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,284 百万円で対前年度比 4.9% の減となった。

なお、費用の内訳は、他の分野に比べ施設・設備等を保有していないため、減価償却費の割合が小さく、その他費用（情報システム関係のリース費用、調査・役務等アウトソーシングに係る外部委託費用など）の割合が大きい支出構造となっている。



ウ バイオテクノロジー分野

バイオテクノロジー分野では、遺伝子組換え生物を含む微生物を産業利用する際の安全性確保に係る社会的リスク、有用生物遺伝資源の安定供給に係る社会的リスク、及び生物多様性の確保に係る社会的リスクを低減し、安全性を確保した産業利用の促進を図るため、中核的な生物遺伝資源機関としての立場から、その有する微生物の分類・同定技術やゲノム解析技術等を活用し、

- a) バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保（遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の執行・支援業務の高度化、微生物によるバイオレメディエーション利用指針に基づく事業者が行うモニタリング等に対する技術的支援等）

- b) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定的な供給
- c) 海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保
- d) 特許微生物に係る寄託業務

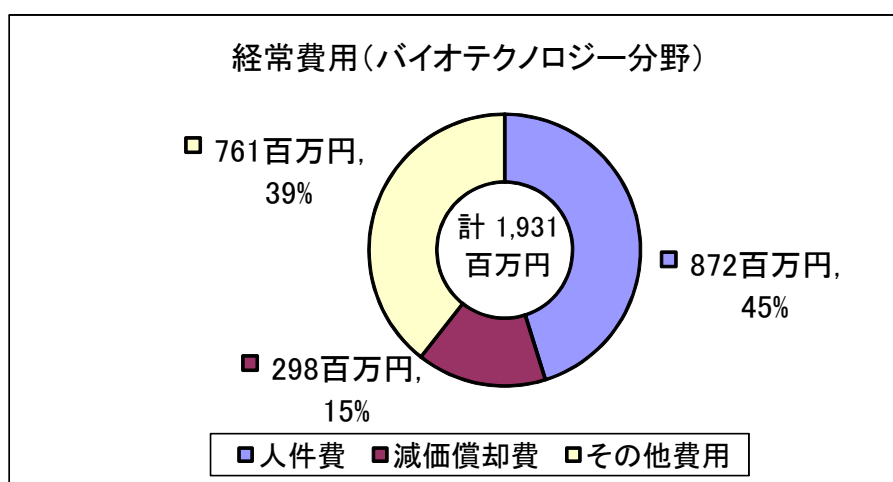
に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 1,761 百万円、自己収入等 154 百万円となっている。

自己収入の内容は主に、受託収入及び微生物分譲に係る収入である。

同分野の事業に要する費用は、1,931 百万円で対前年度比 12.1% の減となった。

なお、他の分野に比べ微生物の保存・分譲等に必要な設備機器等を多く抱えており、以下のとおり、他の事業に比べて減価償却費の割合が大きい支出構造となっている。



エ 適合性認定分野

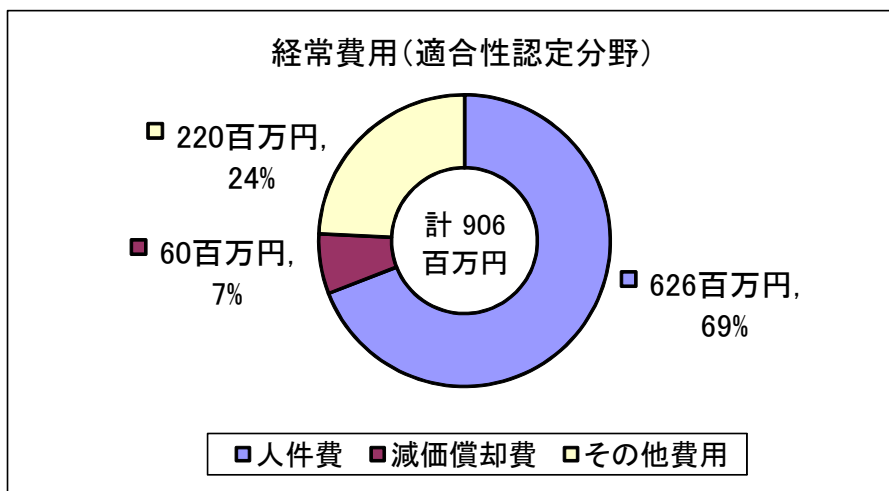
適合性認定分野で想定される、計量・計測の不正確さが招く社会的リスク、経済のボーダレス化に伴う輸入品の安全性の社会的リスク、技術革新に伴う新技術製品の安全性の社会的リスク、及び輸出製品の海外規制等に対する社会的リスクを低減するため、ナイトは、製品事故の未然防止、取引の円滑化等に貢献すべく、新たな分野の認定ニーズを含めた社会的要請に積極的に対応する観点から、

- a) 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献（工業標準化法・計量法・製品安全 4 法等の法執行・支援業務、地球温暖化対策や環境測定等の分野を含めた計量・計測の信頼性確保のニーズ、国際的な試験所認定のニーズ、新規分野での認定ニーズなどに対する調査、及びこれらニーズに関連する認定システムの提供）
- b) 我が国の中核認定機関としての信頼性の向上等
- c) 標準物質に係る情報提供

に取り組んでいる。

同分野の事業の財源は、運営費交付金 707 百万円、自己収入等（手数料収入）195 百万円となっている。

なお、同分野の事業に要する費用は、906百万円で対前年度比10.6%の減となった。費用の内訳は人件費の割合が大きい支出構造となっている。



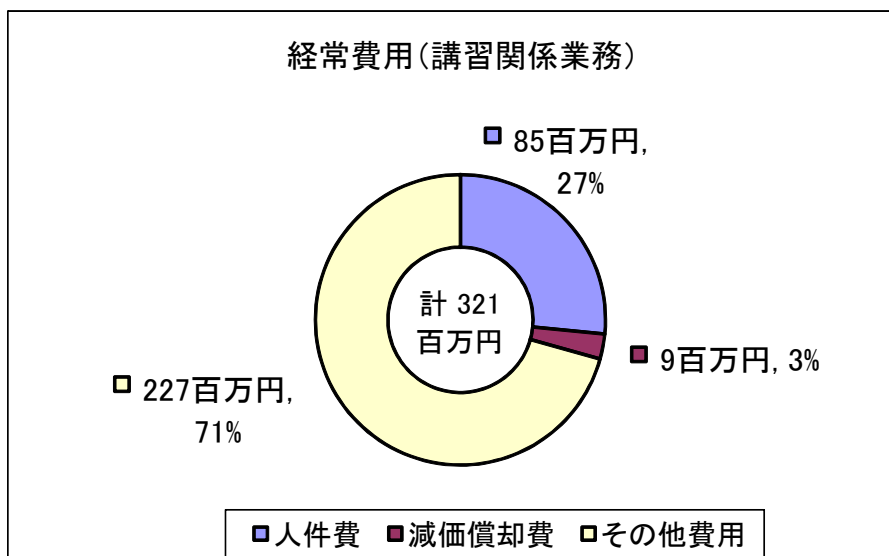
オ 講習関係業務

講習関係業務では、電気工事士法に基づく講習関係業務及び特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務を実施している。

同業務の財源は、講習受講者からの受講料等で、同業務は全て自己収入406百万円を資金として実施している。(昨年度(平成22年度)は951百万円の収益を計上)。

同業務に要する費用は、321百万円で対前年度比61.1%の減となった。これは、電気工事士法に基づき有資格者が5年毎受講することとなっており、受講者数に5年毎の変動サイクルがあることと、主に外部委託に係る経費の減のためである。

なお、費用の内訳は、その他費用が71%を占めているが、これは主に外部委託及び講師謝金による費用である。



6. 当該事業年度の業務の実施状況

6. 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A. 各分野における業務の質の向上のための取組み

A-1. 製品安全分野

1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

① 事故情報の収集、関係機関との連携強化

- ・ 4,535件の事故情報を収集した。22年度比5.3%減少、特に、消費生活センターからの事故情報が21%の減。

年 度	事故収集件数 (注1)	内 訳 (件)				
		事業者等	経済産業省	消費生活 センター	消防・ 警察	その他 (注2)
23年度	4,535	2,307	1,415	529	255	29
22年度	4,788	2,476	1,338	667	261	46

注1：事故収集件数は、のべ数であり、重複案件を含む。

注2：その他は、自治体、国民生活センター、病院等からの通知及びWEBを含む新聞

- ・ 関係機関（消防、経済産業省、ナイト）との効果的・効率的な連携の在り方を検討した結果、警察庁に引き続き、消防庁から全国の消防本部に通達が発出された。（平成23年6月23日）
- ・ 消防庁及び警察庁から通達が発出された後は、ナイトの協力要請に対し、情報提供、合同調査が適切に実施され、製品事故調査のための初動調査が迅速かつ効果的に行われている。

② 高齢者や子供に関する事故情報収集の強化

消費者庁に5月1日、12月22日の2回訪問し、医療機関ネットワーク情報の収集状況、収集内容を聞き取りし、事故情報の提供を要請した。消費者庁に寄せられている千数百件/月の医療情報の中から、ナイトがタイムリーに製品事故に関する情報を入手できるよう経済産業省から消費者庁に働きかためるための準備を進めた。

③ 事故情報に基づく調査等

○ 現場確認・事故品確認

- ・ 重大製品事故調査の事故品確認・入手538件（このうち、事故品入手423件）、現場調査12件、消防・警察との合同調査167件
- ・ 非重大製品事故調査の事故品確認・入手648件（このうち、事故品入手587件）、現

場調査30件、消防・警察との合同調査51件

○リスク分析

- ・収集した事故情報4,535件のうち、4,197件についてリスク分析（R-Map手法）を実施。リスク分析の結果に基づき、B3領域以上（リコールを含む製品側の対策が必要な案件）の事故情報について調査を優先しB2領域以下の案件は、事業者の報告内容の妥当性を確認して速やかに調査を完了。
- ・重大製品事故1,153件について個々のリスク分析を行い、うち718件がB3領域以上であることを見出し、その結果を経済産業省に報告し、事故の未然・再発防止に寄与

○事故調査の迅速化・重点化

- ・経済産業省からの優先的調査の指示があったものは、最優先で実施
- ・調査担当所における調査期間の3か月完了を規定化
- ・経済産業省と毎月、調査の進捗状況を共有し、調査の停滞等を解消
- ・総務省消防庁から各消防機関への「製品火災に係る情報等の一層の情報共有について」が平成23年6月23日に発出され、各消防機関とナイトとの連携が一層強化

○外部有識者の知見の活用

- ・製品事故調査員を、平成22年度28名から平成23年度33名に増員

○その結果、3か月以内の調査終了率は、92.0%であった。

④事故原因の究明、再発防止措置等

○原因究明手法開発

- ・基板母材・絶縁材のトラッキング痕跡解析技術（北関東支所）
実験試料を用い作製したトラッキング痕跡の解析を進め、発生メカニズムの解明及びデータ取得を行った。以上の内容を取りまとめた報告書を作成した。
- ・電気製品の事故原因別焼損形状の調査（中部支所）
電気ストーブ、電気冷房機、電気こんろ、電気冷蔵庫及び扇風機を対象に、事故原因別焼損形状を20事例取りまとめし、初心者向けの損傷原因特定のための報告書を作成した。
- ・製品からのVOC等放散による事故原因究明技術の強化（北陸支所）
委員会を3回開催し、大形チャンバーを用いて、家具等から放散されるVOC等を測定し、委員会を3回開催し、そのデータを報告した。また、外部の試験機関において、「におい」についての試験方法の調査を行うなど、新たな知見の習得にも努めた。
以上の内容を取りまとめた報告書を作成した。
- ・プラスチックの標準劣化サンプルの作成手法（北陸支所）
高エネルギーの暴露装置を用いて劣化促進試験を実施した。また、劣化前後の試験片の物性特性データを取得した。以上の内容を取りまとめた報告書を作成した。
- ・アルミ材の硬さ測定による材料強度の評価方法（九州支所）
アルミ材の硬さ測定による材料強度評価方法を開発し、報告書を作成した。

○JISQ17025

- ・JISQ17025マネジメントシステムのうち、第1次・第2次文書（計22文書）の見直しを行い、第1次文書については、関係者の意見を取り入れて、改正版を作成。

主な改正点：①17025適用部署及び適用試験の追加（製品安全センター技術業務課

「電気用品の技術上の基準を定める省令」に基づく電気関係の温度上昇試験) ②17025マネジメントシステム業務効率化のための改正(煩雑な不適合業務処理及び是正処置の簡易化など)

- ・試験設備の管理状況調査を実施。(製品安全センター大阪試験設備434品中197品の設置状況写真と仕様・用途等を登録、44品を廃棄)
- ・製品安全業務に携わる職員に対し「計測における不確かさの評価(中級)基礎～応用」研修を11月に開催。(参加者23人)
- ・内部監査を実施(12月12日 技術業務課、3月1日、3月2日北関東支所、3月1日、3月2日九州支所、3月6日製品安全センター大阪、3月7日中部支所、3月9日北陸支所) 監査結果に応じた試験手順書改正等の改善処置を実施。
- ・マネジメント・レビュー及び品質管理会議(3月15日、3月16日)を実施。23年度の17025マネジメントシステムに基づく業務実績を報告し、今後の業務方針等を決議した。
(マネジメント・レビュー及び品質管理会議決議事項)
品質マニュアルを含むマネジメントシステム文書(計22文書)の23年度2回目の改正案等を議論し、24年度新組織体制(北関東支所の組織改編等)に係る事項等について見直しを行い、平成24年4月1日付で同システム文書の改正版を発行する予定。

(2) 安全レベルの質的向上

①事故情報リスク分析等

- ・23年度に調査が終了した事故情報4,161件を公表。
- ・経年劣化による製品の故障発生状況を整理するため22年度に作成した経年劣化事故の多い製品27品目のバスタブカーブ(製品の時間経過に伴う故障率の変化を表示した曲線)について、23年度に公表した事故情報4,161件から当該品目に関する情報を抽出し、プロットデータを追加して精度の向上を行った。
- ・23年度に新たに経年劣化に起因すると判断された事故、171件(重大:85件、非重大:86件)を昨年度作成した経年劣化データベースに追加し、製品事故の未然・再発防止対策検討の基礎となる安全設計基盤を整備。
- ・上記経年劣化データベースと経年劣化事故の多い製品のFTA結果等をナイトのイントラに掲載し、事故調査の補助情報として本部・支所の事故調査部署へ提供し、事業者対応時に使用。
- ・東日本大震災後、これまでと異なる使用条件・使用頻度が原因で事故の発生が危惧される製品として、携帯発電機、自転車、ガス燃焼機器及び石油燃焼機器について、R-Map分析やFTA等のリスクアセスメント手法に併せて、テキストマイニングによる情報分析、傾向予測を試みた結果を経済産業省に報告した。
- ・ハンドル型電動車いすについては、事故情報の分析結果をふまえて、ヒューマンインタフェースの観点から、高齢者による被験者実験を実施し、問題点と対策を経済産業省に提案。
- ・誤使用・不注意事故全般を対象として、テキストマイニングによる横断的分析の施行に向けて、検討を開始した。

②ヒヤリ・ハット情報の収集状況

- ・家電量販店から提供のあった製造メーカー、型式を含めた修理情報（1,590件）から、製品の安全性に関係すると考えられるヒヤリハット情報（モーターが熱くなった、焦げ臭いにおいがする等）26件を抽出し、家電量販店に対して更なる詳細情報の提供を依頼中。詳細情報を確認して事故防止に活用する予定。
- ・消費者庁の医療機関ネットワーク事業に基づき収集された情報について、その内容、有用性を確認。今後消費者庁と情報の活用方法について意見交換を実施予定。
- ・医療機関情報から動向解析を実施し、事故が多発している高齢者・乳幼児製品について安全設計の観点から問題がないかを検討。今後、必要に応じ、安全設計に関する情報提供等を実施予定。

③海外の関係機関との連携

- ・CPSC中国事務所がナイト（東京）を訪問。中国製品に対する対応等について意見交換。
- ・ナイトがCPSC本部を訪問し、子ども製品の安全性確保の取り組みについて情報収集。
- ・2月29日にICPHSO会議会場にて安井理事長とCPSC委員長とが会談。3月2日にCPSC本部及びラボを訪問。
- ・10月27日中国西安において、ナイトとCAIQとの相互協力文書に基づき定期会合を開催するとともに、経済産業省とAQSIQとの日中協議にも同席。日中の製品安全業務に関する現状報告と今後の連携について協議。平成12年12月よりCAIQに対して提供している中国製品（OEM製品を除く）のリコール情報について、中国からの要請もあり、情報提供の範囲拡大を経済産業省と検討中。
- ・6月28日～7月1日、KATS及び韓国検査機関の8人に対し、ナイト（大阪及び中部支所）においてナイトの事故原因究明等にかかる研修を実施。
- ・11月のICPHSO韓国会議出席に際し、KATS及び韓国検査機関（KCL）を訪問。
- ・10月31日～11月2日、韓国で開催されたICPHSO会議に2人出席し、日本での製品安全の近況についてプレゼンを実施。
- ・2月28日～3月2日、米国で開催されるICPHSO会議に4人出席し、今後の製品安全へのナイトの取り組みについてプレゼンを実施。

注：

CPSC：米国消費者製品安全委員会

ICPHSO：国際消費者製品健康安全機構

CAIQ：中国検閲検疫科学研究院

AQSIQ：中国国家質量監督検閲検疫総局

KATS：知識経済省韓国技術標準院

④事故の未然・再発防止のための情報提供等

- a. 「生活安全ジャーナル」（Web版）を発行。新生活スタートリーフレット、夏の事故リーフレット、冬の事故リーフレット及びハロゲンヒーターの社告・リコールリーフレットを改訂し注意喚起ちらし「こんな事故にもご用心」を12回、「リコールなど注意を呼びかけています」を12回、その外を3回作成した。また、ミニポスター（再現実験映像を含む、14種類）をホームページに掲載した。さらに、「主婦連だより」など雑誌等に21件の寄稿を行い、取材も含め50件の記事掲載があった。

- b. 「災害復旧時の製品事故」の記事投げ込み、「扇風機」「エアコン」「カセットコンロ」など、再現実験映像を使ったプレス説明会を11回開催。また、定期プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じ、国民に提供。23年度から各支所にて地方版資料を作成・添付し地元報道機関等へ配布し地域に密着した注意喚起を実施。これにより、次のとおりマスコミ報道が行われた。
- －新聞による注意喚起等（記事掲載）が80回（うち5大紙※31回、地方紙・専門紙等49回）
 - ※ 読売、毎日、朝日、産経、日経
 - －テレビによる注意喚起等（放送）が167回（うち全国放送 80回、地方ローカル放送 87回）
- c. PSマガジンを毎月第2及び第4火曜日に配信（25回）。PSマガジン配信登録のお願いを関係機関に送付するとともに、PSマガジンによるリコール情報等の利用者を増加させるため、公共機関、業界団体への登録依頼を行い、3月末現在7,846件（前年同月より352件増加）に配信している。
- d. 全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に150回講師を派遣し、事故事例などを紹介（受講者延べ人数：7,854人）。また、経済産業省主催の製品安全セミナーに計14回講師を派遣し、同セミナー会場に事故品・事故事例パネルを展示して注意喚起（参加者延べ人数：1,053人）。さらに、各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で59件出展した。
- e. 主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会との共同で「知の市場」を東京及び大阪で開催し、「製品安全対策の基礎知識」について講義（各15回）。（受講者：東京80人、大阪15人）
- f. 業務報告会を11月16日大阪（ドーンセンター）、11月24日東京（渋谷区文化総合センター）で開催。大阪会場は301人、東京会場は414人の参加があった。
- g. 小学校高学年向け製品安全の教材となる製品事故の再実験映像集DVD（初回版）を22年度作成し、配布を開始したところ、想定を越える評価を得、公益財団法人消費者教育支援センターの「第5回消費者教育教材資料表彰（行政）」優秀賞を受賞をしたため、中学生向け製品安全教材の作成は一旦停止し、小学校高学年向け製品安全教材の増刷を行い、全国の教育委員会を通じて全国の小学校に配布した（現在8,500校以上）。引き続き、未配布地域に配布している。

⑤製品事故原因究明分析結果等の活用

次の分析結果を経済産業省へ報告した。

- －携帯発電機、ハンドル型電動車いす、自転車、ガス燃焼機器、石油燃焼機器について、事故を分析し、ヒューマンファクターの観点等から抽出された問題点。
- －電気用品安全法規格の体系、誤使用事故防止対策の検討及び重大製品事故の動向。
- －震災以降の節電指向によって需要が見込まれる直管形LEDランプの安全性に関する動向。

（3）技術基準・規格等の提案活動の強化

①製品の安全確保のための標準化

- ・福祉及び乳幼児用製品事故防止対策等検討委員会及び乳幼児用ベッド技術基準見直し作業分科会を設置し、各々3回開催。乳幼児39名を対象とした被験者実験（乗り越えられない柵の高さ等）と育児経験のある女性43名を対象とした被験者実験（床板の深さと使い勝手）から、乳幼児用ベッド技術基準解釈の見直し方針及び見直し内容を検討して柵の高さに関する見直し案、消費者への注意喚起を促進するための図記号（アイコン）等を取りまとめ、経済産業省へ報告した。
- ・乳幼児製品の横断的な事故防止対策を体系的に構築することを目的に、どのような共通要素で事故防止対策を行うべきかを検討した。検討は、海外企業（米国）、国内企業へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、ISO/IECガイド50（付属書A）を基に、機械的危険源など6件のハザードリストを作成。これを製品横断的な事故防止対策の共通要素として福祉及び乳幼児用製品の事故防止対策等検討委員会で報告書として取りまとめた。
- ・ナイトの事故情報、国民生活センター（PIO-NET）及び消費者庁の事故情報データベースシステムから高齢者及び乳幼児に関する事故情報（全8,536件）を抽出し、これを基に、事故件数の多い10品目を抽出し、事故率、市場規模（出荷量）、被害の程度を調査した。さらにこのデータに基づき総合的にリスクレベルの高い製品をリストアップした。

②国際標準化活動

- ・ナイトが開発したプラスチック燃焼試験方法をIECに提案。5月及び10月に開催の国際会議で、IEC規格化に向けた精度確認のためのラウンドロビントテストの実施方法、実施上の課題について審議し、承認を得た。試料を各国に送付してラウンドロビントテストを依頼した。
- ・日本の電線総合技術センター及びイタリアの火災試験研究所の2機関からテスト結果が提出され、未提出機関に対しては、提出依頼を行った。テスト結果を解析すると、着火時間について、機関内での同一性は良いが、2機関間では差異が確認された。今後、他の機関からの報告と併せてナイトで解析を行い、必要な場合は、試験方法の修正に向けて再度、検討を行う。
- ・日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が開催する車いす座位変換機能国際標準開発委員会などに参加し、規格の適用範囲、規格に盛り込む静的安定性試験、シート耐荷重試験などの項目の確定に貢献した。
- ・第3回TC173/WG8（点字ブロック）国際会議を5月に開催・運営し、DIS投票で出された約360件のコメントを処理してFDIS案を取りまとめ、1月に国際規格となった。ナイトが実施した実験データに基づく視認性などが規定された。
- ・ISO/PC240及びPC243国内対策委員会を開催し、これら2つの国際規格の委員会原案（CD）について、論点を集約化し、国内意見の検討及び取りまとめを行った。
- ・9月開催のISO/PC240及びPC243のサンフランシスコ会議で、これらのCDが審議された。特に、ISO/PC243委員会において、「サプライチェーンには設置・修理事業者も含まれる」などのISO/PC240及びPC243を合わせて71件のCDへのコメントを提案し、その多くが、CDの次の段階の国際規格原案（DIS）に採用された。

③民間団体への技術支援等

日本福祉用具・生活支援用具協会（JASPA）が開催する車いす付属品JIS開発委員会、介護用ベッドJIS開発委員会等、5つの委員会に委員として参加し、試験項目の確定に貢献した。

また、一般財団法人製品安全協会が開催する乳幼児用品（乳幼児用揺動シート）専門部会及び乳幼児用品（乳幼児用移動防止さく）専門部会に委員として参加し、SG基準を検討した。

④電気製品の安全基準・基準体系のあり方

- ・23年度60回（検討会2、幹事会3、分科会18、WG37）にのぼる委員会・WGを開催し、資料作成に加え、委員会運営等について、適正に行った。
- ・現行の電気用品安全法（以下、「電安法」という。）の技術基準体系等の問題点を抽出し、解決のための方向性を示した「基本計画」と、基本計画を具体化するための行動計画である「アクションプラン」に基づき、技術基準案、政省令案骨子等の検討が進展した。
- ・アクションプランに示された、予定されている全ての成果物（電安法施行令別表第二、施行規則別表第一及び第二、性能規定化された技術基準省令及び技術基準の解釈の各骨子、電安法業務実施ガイド案及び二次文書の整備指針等）を作成した。
- ・委員会・WGにおいて、述べ1,400名にのぼる関係者の参加を得たうえで意見集約し、23年度作成された基準案等の内容について、経済産業省、産業界等、関係者の幅広い合意を得ることができた。
- ・国内8か所の工場等における現場調査、ナイトの業務報告会（東京、大阪）を通じて、電安室業務の周知活動に努めた。

（4）製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

①重大製品事故の原因究明

○ガスふろがまの修理時の不適切な配線による製品事故

- ・ガスふろがまの空だき防止の安全装置が機能しない状態で火災が発生。
- ・ナイトの調査から、ガス事業者のグループ企業が行ったとみられる、ガスふろがまの修理時における不適切な機器内部配線の変更によることが判明。また、他にも同様の不適切な修理が行われているふろがまの存在が確認された。
- ・経済産業省はナイトの報告を受けて、ガス事業者に対して厳重注意を行うとともに、同社が行う自主点検の進捗結果及び再発防止策の実施状況の報告を指示。また、関係団体、工業会に対しガス消費機器の修理時における安全装置の機能の確保について、周知・徹底の要請文を発出。
- ・当該ガス事業者では修理を行った約2,500件を総点検。その結果、同様の不適切な修理が計5件行われていたと発表。

○冷却用タオルによる接触皮膚炎の製品事故

- ・平成23年の夏に販売された冷却用タオルのうち、化学物質（イソチアゾール系防腐剤等）が起因し接触性皮膚炎を発症した可能性のある製品事故が発生。
- ・ナイトの調査により、同等品からイソチアゾール系防腐剤の0IT（2-n-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン）を検出確認。
- ・当該情報を厚生労働省に情報提供。同省では皮膚刺激性及び感受性を有する化合物で

あるOITが使用されていたことから、今後は学会等と連携し、安全性情報の収集に努めるとの対応を決定。

○太陽光発電システム用パワーコンディショナの製品事故調査

- ・屋内に設置された太陽光パワーコンディショナから発煙する重大製品事故が発生。
- ・ナイト調査の結果、製品内部のフィルムコンデンサ-の絶縁性能のばらつきから雷など外部からの異常な高電圧等の影響により、当該部品がショートし、発煙に至ったものと判明。
- ・長期に使用される製品であり、今後も再発する恐れがあることから、経済産業省に調査結果を報告するとともに、事業者に対し再発防止措置の検討を依頼。
- ・当該事業者は、事故の再発防止を図るため、ホームページへの情報掲載、利用者へのダイレクトメールを行うとともに、対象製品について無償点検・修理を実施。

○重大製品事故の原因究明調査については優先度に従って調査を実施。年度当初において、経済産業省検討会、ナイト検討会での滞留案件が多くあったことから、事故検討会の回数を増加し、迅速化を図った。

○経年劣化事故の調査において、「経年劣化部品調査票」を活用した調査と必要な情報項目を「総括表」に追加して経年劣化分析に必要な情報の収集を強化した。

○平成23年度経済産業省委託事業により、次のリスク分析及び経年劣化分析に関する評価・分析を実施した。

- －震災以降、需要が増えた携帯発電機に関する事故分析を実施。また、電動車いす、石油ストーブ、自転車などに関する横断的な事故分析を実施。
- －経年劣化事故に関して、経年劣化部品、故障メカニズムを整理した。また、経年劣化事故のリスクについて独自のリスク評価方法を提案。さらに、ガス瞬間湯沸器のFTA分析を行い、重要な事故発生要因を分析した。

②経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等

○工業標準化法に基づく立入検査

- ・レディミクストコンクリート（50件）について経済産業大臣指示に基づき着実に実施。
- ・次年度に向けた全国立入検査担当者会議を平成24年3月9日に開催し検査時の問題事案の対処方法等について、統一を図った。

○工業標準化法に基づく試買検査

- ・試買検査（レディミクストコンクリート、手動車いす、燈油用ポリエチレンかん、鋼製巻尺）を終了、報告書を作成、その結果を経済産業省に提出。

○製品安全4法^{注1)}に基づく立入検査

- ・立入検査実施状況については以下のとおり実施（全国実施件数/指示件数）。
 - ・電安法 144/144件
 - ・消安法 45/45件
 - ・液石法 10/10件
 - ・ガス事法 7/7件
- ・経済産業大臣指示に基づき、効果的な立入検査の実施のため、法令違反や事故の再発防止について行政指導が行われた事業者等をタイプ別に選定し、タイプに応じて

重点的に調査する項目等について、検査を実施した。

タイプⅠ：経済産業省が過去に法令違反で行政指導等を行った事業者のうち、法令遵守状況についてフォローアップする必要があると思われる事業者→過去の違反内容への対応状況を重点的に確認。(9件)

タイプⅡ：経済産業省が過去に事故の再発防止策等について指導を行った事業者のうち、再発防止策への対応状況や社内体制等をフォローアップする必要があると思われる事業者→事故の再発防止策への対応状況や社内体制全般を確認。(2件)

タイプⅢ：前年度に技術基準等が改正された品目に係る届出事業者→法令の遵守状況のうち、技術基準への適合確認を重点的に確認。(8件)

タイプⅣ：前年度に新たに規制対象となった品目に係る届出事業者→法令の遵守状況を網羅的に確認。(20件)

タイプⅤ：前年度に新規に事業の届出を行った事業者→法令の遵守状況を網羅的に確認。(74件(タイプⅤとタイプⅥの両タイプに該当する1件を含む。))

タイプⅥ：その他、特に立入検査が必要と思われる事業者→個別の事案に応じて適宜決定。(94件(タイプⅤとタイプⅥの両タイプに該当する1件を含む。))

- ・経済産業省からの指示に基づく立入検査について、実施状況を管理簿により管理を行い、遅延が発生しないよう四半期末毎に各支所担当者に確認を行的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。また、次年度に向けた全国立入検査担当者会議を平成24年3月8日に開催し検査時の問題事案の対処方法等について、統一を図った。

注) 製品安全4法は、消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

○計量法に基づく指定製造事業者制度運営

- ・計量法に基づく指定製造事業者制度により経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査結果報告書等の書類の整理・整備を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施した。
- ・立入検査結果報告書等の書類審査を行って、立入検査結果総括表等の審議資料を作成し、指定製造事業者判定委員会へ提出した。
- ・経済産業省からの調査依頼に対し膨大な指定製造事業者の資料から法令解釈の前例を調査し回答する等の支援を着実に実施した。

○設備機器の適正な維持管理に努めるとともに、電気製品及び石油機器について適合性検査に必要な技術を維持するために若手職員を対象に外部及び内部研修を実施した。

2. その他

- ・ナイトと国民生活センターとは、国民生活センターの商品テスト事業に必要な分析で、ナイトが分析可能な項目について、あらかじめ協議する仕組みを構築するため、協定の見直しを行い、平成23年5月17日に協定を再締結した。(平成20年1月30日に、国民の消費生活における安全・安心を確保するための「連携・推進に関する協定」を締結し、情報の交換などを行っていた。)

- ・国民生活センターとの実務者会議を月一回の頻度で3月末までに10回開催した。冷感タオルの皮膚障害、空気入れの破損事故等について情報交換を行った。
- ・国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(台所用シンク、冷感タオル)に委員として参加した。

A-2. 化学物質管理分野

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

(1) 化学物質のリスク評価等

① 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等に必要なデータを整備するため、有害性や物理化学的性状データ等の様式(案)を作成し、化審法関係3省(厚生労働省、経済産業省、環境省、以下「3省」という。)と調整を行い、同様式を決定するとともに、3省からハザード情報及び物性情報を入手し、チェックを行い、化学物質毎の識別情報とともに整備した。

- ・スクリーニング評価等への利用のため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という。)に基づく製造・輸入量等の届出情報を経済産業省から受け取り、MITI番号^{注1)}とCAS番号^{注2)}の関連付け、用途分類等の内容確認を行った。その結果約5,500届出にMITI番とCAS番号の関連付けの不一致、用途分類の間違い等のエラー情報が含まれていたため経済産業省に届出者への確認を依頼した。
- ・製造・輸入数量や出荷数量について、一般化学物質のスクリーニング評価用、優先評価化学物質のリスク評価用、監視化学物質のリスク評価用及び公表用にそれぞれ物質毎に集計を行った。
- ・化審法に基づく製造輸入数量等の届出を支援するため、MITI番号、官報公示名称、CAS番号、化審法物質区分等約8万件のデータを収載した化審法辞書を作成した。当該辞書は、経済産業省が事業者届出を支援するために作成した化審法一般化学物質等製造(輸入)実績等届出システム(届出支援システム)にも取り込めるようにした。さらに、事業者が作成した電子データを届出支援システムに効率よく取り込めるように変換するためのデータ作成支援ツールを作成、公表し、事業者による届出の円滑化を支援した。また、事業者による届出を円滑に行ってもらえるようにするため、届出に必要な用途分類や届出支援システムの使用方法等についての説明会を経済産業省と連携して実施し(全国で31回実施し、参加事業者は延べ約1,200事業者)、MITI番号とCAS番号の対応関係及び用途分類等の問い合わせにも対応した(約1,400件)。
- ・以上の結果、今年度の届出は、届出件数31,579件の内19,966件(63.2%)が届出支援システムを使用して届出情報を作成しており、内15,742件(49.8%)が電子情報での届出であった(届出支援システムを使って届出書を作成し、紙に印刷して届出する事業者もあるため。)

注1) 化審法既存化学物質などに付されている独自の分類番号

注2) 米国化学会の一組織であるCASが付与・管理している国際的に広く用いられている分類番号

- ② ナイトが提案したリスク評価手法をベースとしたリスク評価手法の決定に向け、審議用資料作成、委員への事前説明に協力等の技術的支援を行った。

なお、リスク評価手法案は3省の審議会で審議され、承認、決定された。

- ・評価手法に関する技術ガイダンス（案）については、構成、スケジュール、分担、作業の進め方等を3省に提案し、作成に着手した。
- ・汎用のデータベースソフトを利用してスクリーニング評価用ツール及びリスク評価用ツールを作成した。
- ・官報公示名称や国内外の化学物質の有害性情報の有無を元に、本年度先行的にスクリーニング評価を行う物質662物質を選定するとともに、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質8物質を選定して、3省に報告した。

なお、結果は審議会に提出し、審議され、法に基づく優先評価化学物質の指定に利用された（平成24年3月公示）。また、平成23年4月に公示された88物質の優先評価化学物質のリスク評価結果の原案を作成した（評価結果について平成24年度以降に3省と調整の予定）。

- ③ 化審法に基づく製造・輸入量届出に記載された用途情報を用いて、精度向上のために優先的に検討すべき排出係数の順位付けや、用途分類方法の見直し等の検討を行った。

- ・漁網防汚剤、船底塗料の暴露シナリオについて検討を行うため、関係団体と情報交換を行い、閉鎖系海域での濃度推計を行うために必要なモデル及びシナリオの検討を行った。検討結果についてはリスク評価手法に関する審議会資料に反映した。
- ・暴露評価の手法の検討が必要な無機化合物、金属化合物、高分子化合物等について国内外の各種制度、評価事例等の調査を行った。

(2) 新規化学物質の審査等

① 新規化学物質の事前審査等について

- ・新規化学物質の審査資料について、分解性、蓄積性等の試験データ等を精査するとともに、必要に応じてスクリーニング評価を行い、3省合同審議会資料等を作成し、審議会において説明等を実施した（418件（平成22年度比約9.7%増）。新規化学物質のスクリーニング評価を78件行った結果、優先評価化学物質に該当するものはなかった。さらに、分解性及び蓄積性についてQSAR^(註)による予測を行い、審査参考資料として提出し、同審議会にて資料の説明を行った（284物質）。
- ・新規化学物質の審査等に関する審議会相談（53件（平成22年度比約25%減）、技術相談（497件（平成22年度比約9.3%減））について対応した。
- ・少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認（名称・構造式など）等を行った（31,541件（平成22年度比約13%増））。
- ・中間物等の申出書類について、284件（平成22年度比約3%増）確認した。
- ・化審法に基づき提出された有害性情報報告についてデータ整理を行い、化審法に基づく評価に関する資料作成支援を可能にした（167件（平成22年度比約41%減））。
- ・逐条解説・Q&A「化学物質審査規制法（第一法規株式会社）」の追録の編集を行い、

事業者に対して技術的情報の提供を行った。

- ・ 審議会資料作成等については、従来、人健康影響や生態影響の分野を含む全ての分野について実施していたが、3省と調整し、分解性・蓄積性の分野に特化することにより、業務の最適化を図るとともに、業務量が増大している少量新規化学物質確認業務（31,541件、平成22年度比13%増）（再掲）及び法改正に伴う新規業務である新規化学物質のスクリーニング評価（78件）（再掲）へリソースを配分することにより、これらの業務にも的確に対応し、効率的に業務を実施できる体制を整備した。

注） Quantitative Structure Activity Relationship 定量的構造活性相関。物質の化学構造上の特徴（又は、物理化学定数）と生物学的活性（各毒性エンドポイント等）との量的相関関係のこと。構造的に類似した化合物の物性や毒性について予測することを目的としている。

② GLP^註 査察について

- ・ GLP適合確認申請のあった試験施設について、書面審査を行い、経済産業省と協力して現地査察を実施し、報告書（案）の作成等を行った（3件）。また、報告書（案）は、経済産業省の査察官によるGLP事例検討会に諮り、内容について技術面から精査を行った。
- ・ 経済産業省GLP品質システム（査察等に関する手順書）の問題点について整理を行い、改定の提案を行った。
- ・ 査察官の技術的水準の維持・向上及びGLPの国内・国際整合化のため、次の会合等に参加した。

農薬GLP査察（オブザーバー参加）、環境省GLP査察（オブザーバー参加）、化審法3省GLP検討会（5回）、GLP国内関係省連絡会議、GLP試験施設との連絡会、化審法試験法研修会、医薬品医療機器総合機構主催のGLP研修会等。

注） Good Laboratory Practice 優良試験所基準。化学物質の各種安全性試験の信頼性を確保する手段として、OECDにおいて1981年に採択された。化学物質審査規制法では、昭和59年3月に導入し、平成12年3月に改正した。

③ 化学物質審査支援システムについて

- ・ ハードウェアシステムの更新と、それに伴うソフトウェア及びデータの移行を実施した。更新に当たってシステムを最適化することにより維持費を従来の約1/5にコストダウンした。
- ・ 平成22年3月から平成23年1月末までに審議された新規化学物質に係る審査用資料及び審議会後審査シート、平成23年11月末に中間物等の申出がなされた新規化学物質に係るデータ、有害性情報の報告がなされた化学物質に係るデータについて同システムへの入力を行った。

④ 公示名称作成について

- ・ 次の i)～iv) について公示名称案を作成し（計400物質）、3省に提出した（平成22年度比約76%増）。
 - i) 新規審査判定後2～3年経過した物質（290物質（平成22年度227物質））
 - ii) 新規審査判定時に名称付与した物質（101物質）
 - iii) 優先評価化学物質候補物質（8物質）

iv) 監視化学物質（1物質）

- ・上記の ii) については、平成23年度より開始した。これまで化審法新規化学物質の公示名称の作成は、上記 i) により新規審査判定後2～3年経過後に行ってきたが、当該作業を、新規審査判定時に変更することにより、届出事業者にとっても過去の届出内容の確認に要する事務負担の解消につながる改善を行った。また、これにより判定通知後の優先評価化学物質への指定や新規審査後4年目以降の業務量削減にも寄与するものと予想される。
- ・平成23年度に追加する製造・輸入量等の届出不要物質の公示名称案の確認を行った。（193物質）
- ・公示名称案については、名称案の正確性を期すため、名称検討会を開催（7回）し検討、確認を行った。
- ・事業者からの問い合わせのあったMITI番号とCAS番号との関連付けの確認を行うとともに、製造輸入量等の届出から、これまで把握していなかった組み合わせ（約1,500組）についても確認を行った。

⑤ 国内外の情報の調査及びOECD等活動への参画と有害性等予測手法について

（国際会議への出席、国際的な検討事項への対応）

- ・OECD新規クリアリング会合及び電話会議に出席し、議論に参加するとともにその結果を経済産業省に報告した。
- ・MAN・PP^{注1)}関係会合に参加するとともに標準実施要領案の協議への意見を提出した。さらに3物質について審査シート、コメントを作成し経済産業省に提出した。
- ・OECD/GLP作業部会に参加するとともに、国際規格に基づく試験所の認定基準とOECDのGLP基準についてナイト内関係部署と協力してOECDに意見を提出した。また、ナイト職員が3省から推薦され、OECD/GLPのギリシャへのOECD評価員として派遣され、評価を行い、GLPデータの国際的な信頼性確保のため貢献した。
- ・韓国環境省との会合に参加、中国関係機関との会合に参加、カナダ環境局の意見募集に対応、EPA、ECHA^{注2)}の情報収集等を行った。
- ・ECHAとの協力文書（SoI^{注3)}）を締結し（6月）、ECHAとの協力体制強化及び国際的地位向上が図られた。

注1) MAN(Mutual Acceptance of Notifications)・PP(Parallel Process)：新規化学物質の安全性評価の複数国同時受入れのための仕組み

注2) European Chemicals Agency（欧州化学品庁）

注3) Statement of Intent

（分解性、蓄積性、反復投与毒性の予測手法について）

- ・蓄積性を予測するためのカテゴリーアプローチ手法の活用に向けナイトに設置した構造活性相関委員会において「水素結合ドナーによる水素結合性相互作用が受動拡散に影響を与える物質群」及び、「イオン性相互作用をもつ物質」などその他のカテゴリーの予測手法について検討を行い、本手法の検討を完了した。また、化審法の優先評価化学物質のリスク評価への利用のため、QSARによる蓄積性の予測を行い、結果を経済産業省に提出した。
- ・経済産業省のQSAR活用検討会に委員として参加し、QSAR活用方法の確立へ向けた検

討に貢献した(3回)。

- ・経済産業省委託業務「構造活性相関手法による有害性評価手法開発」(5年事業の最終年度)において、28日間反復投与毒性試験等の毒性試験報告書や作用機序情報の収集・整理・解析を行うとともに、毒性知識情報データベースや有害性評価支援システム統合プラットフォーム(反復投与毒性予測支援システム)の開発を完了させた。
- ・反復投与毒性予測支援システムの普及のため、OECD/QSAR会合でのデモンストレーション及びトレーニングセッションを実施するとともに、ECHAによるトライアルユースを依頼し、高い評価を得た。この結果、OECDの公式ホームページで平成24年度に一部の機能が公開されることとなった。

(3) 立入検査等

- ・経済産業大臣の指示を受けて、3省と共に、中間物/輸出専用/閉鎖系用途の確認に係る事業所に対して立入検査を43件実施し、全ての報告書について細部にわたってチェックを行い、報告期限内に経済産業省に提出した。この報告を踏まえ、経済産業省で問題点の対処方針の検討・事業者への改善要求が行われた。
- ・改正化審法の施行に伴い、立入検査等実施要領の改訂を実施し、3省と協力して立入検査計画を策定した(43件)。

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

① 化管法に基づく届出の集計処理業務を次のとおり実施した。

- ・化管法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、PRTR届出データについて、データの内容の確認及び必要な電子化等を行いファイル記録システムに入力した。
- ・届出データを集計し、国から提供された裾切り推計及び非点源推計結果を合わせた公表用データ等を作成した。
- ・平成23年度の届出件数は、36,491件(平成22年度届出件数38,141件)であった。
- ・PRTR届出作成支援プログラムにより作成された2次元コード付き書面届出書は、書面届出の16,655件の内、約45%に当たる7,429件(届出全体の20.4%)であり電子届出(52.8%)と磁気届出(1.6%)とを合わせて届出全体の約75%(平成22年度は約51%)が電子的に処理可能な届出となった。
- ・届出件数は減少したが、政令改正により届出物質数が約15.4%増加(平成22年度:延べ215,967物質、平成23年度:延べ249,301物質)や東日本大震災による事業者からの届出の遅延(延期期間内の届出:約4,500件、全届出の約12%)がある中で、年度当初に予定していた公表時期より約半月早く公表した。また、書面届出書のデータを電子化する際のコストについては、PRTR届出作成支援プログラムの導入により従来と比較して、届出1件当たり約18.5%の削減を図った。
- ・届出の更なる利便性向上と普及啓発のため、当該プログラムの利用者から寄せられた質問などを参考に平成24年度届出用のプログラムの改修を行い(届出情報一覧表示、印刷機能の改良)、平成22年度及び平成23年度に届出のあった約2万の事業者に配布した。

- 事業者からの算出マニュアルや算出方法などの問い合わせは、政省令改正により平成22年度よりもやや多い約1,800件であったが、的確に対応した。また、自治体主催の講演会で、PRTR届出作成支援プログラムの広報や政省令改正に伴う届出の注意点等に関する講演を行うとともに、ホームページの提供情報の更新を迅速に行うなど普及啓発を行った。その結果、ホームページへのアクセス数は、平成22年度よりも日本語版、英語版共に15%以上増加した。

	23年度	22年度	21年度	20年度	19年度	18年度
日本語版	193	165	200	160	140	160
英語版	11	9	9	10	8	9

(千ページ/月)

- 平成23年度届出データについて、排出量データに対する震災の影響について解析を行い、経済産業省に報告した。また、平成22年度実施した化学物質使用実態調査結果をもとに、化学物質の管理方法と排出量削減との関係について解析し、自治体主催の講演会でその結果を事業者を紹介し自主管理の推進支援に努めた。
 - 平成22年度の化学物質使用実態調査の結果から、政令改正で新たに追加された物質と既存物質との関係について解析を行い、追加物質の届出忘れの確認スキームを作成し届出内容の確認を行うことにより、事業者の届出忘れを防ぎ、データの精度向上を図った。
 - 平成23年度届出データと過去のPRTRデータの推移、政令改正の影響などについて解析を行い、比較報告書（速報版）としてホームページから公開した。
 - 平成22年度PRTRデータによるPRTRマップを公開した。さらに、平成23年度届出からの政令改正に伴う物質の変更、ユーザーの要望による排出量マップと濃度マップの同時比較表示やグラフ表示、地図の詳細化などの改修を行い、平成24年4月1日から公開を行う予定。
 - 平成23年度届出データをもとに平成22年度までの排出量との比較を実施し、初期リスク評価結果に変更がないことを確認するとともに、政令改正により追加された物質については有害性の程度と排出量から簡易的にリスクの程度を確認し、ホームページから公開した。
- ② 平成23年度のPRTR届出において、電子届出は、届出システム等の改良、電子届出の普及・啓発活動などにより、全体の約52.8%（19,269件）となり中期目標を達成した。この水準を維持し、更なる拡大を目指すため、PRTR届出システムでこれまで使用していた民間のサーバー証明書から政府認証のサーバー証明書に変更し、信頼性の向上を図った。また、平成22年度に実施した調査結果から、届出システムとPRTR届出作成支援プログラムとの連携を強化することにより電子届出の利用が拡大することが見込まれることから、平成24年度に改修することとし、仕様等の検討を行った。
- ③ 平成23年10月に開催されたPRTRタスクフォース会合に参加し、海外のPRTR制度の動向に係る情報収集を行うとともに、我が国のPRTRの実施状況についての資料を作成し、情報を提供し、会合の内容について経済産業省に報告した。

2. 化学兵器に係る国際約束の担保

- ① 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む。）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従い、14件について実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

その内訳は、表2剤3件、表3剤0件、有機化学物質11件であった。

化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従い、37件において実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。特に、特定物質の廃棄を含む立入検査（8件）においては、ナイトの化学物質に対する知見、分析の経験等の専門性を生かし、経済産業省に正確な助言を行う事により、全てにおける処理を行った。

検査等立会いの場で訓練（オンザジョブトレーニング）を実施するとともに、勉強会を実施し、職員の育成・対応能力の向上を図った。

- ② 事前調査については、経済産業大臣の指示に従い、13件についての的確に実施し、国際機関による検査の円滑な実施に貢献した。

実態調査については、経済産業大臣の指示に従い、4件についての的確に実施し、その結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

- ③ ④により入手した情報及び従前の分析付き国際検査での経験を元に、担当職員全員で新しい分析手法について検討、マニュアル化が必要な事項の抽出とマニュアルの改正を行い担当職員全員に周知することにより分析対応力を向上させた。
- ④ 経済産業省を経由して分析方法に関する最新情報を入手し、マニュアル（OPCW作業標準書）を改正することにより、業務実施に反映させた。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

（1）化学物質の安全性等の情報の整備提供

- ① CHRIP^{註1)}については定型的データ更新のアウトソーシングによる効率化を図りながら、12回の更新を行い、化審法優先評価化学物質、化審法届出不要物質の追加、MITI番号とCAS番号との関連付けなど、延べ約6,500物質について、データを収集・整理し提供した。閲覧数は平成22年度と同様1千万ページを超え（約1,068万ページ）、規制化学物質等のリストのダウンロード数は16,637件を数え、自治体及びPRTR届出事業者等を対象としたCHRIPの満足度調査では約77%（前年度：約62%）のユーザーが満足であるとの回答を得ている。また、更新内容については、ホームページやメールマガジンから情報提供をするとともに、業界紙を通じた情報提供を行った。また、講演会等（事業者向け2回、海外研修生向け2回）において使用方法の説明を行うとともに、PRTR届出事業者へのダイレクトメールにパンフレットを同封して送付するなどにより利用の促進を図った。

・CHRIPに掲載する信頼性ある毒性試験情報を充実させるために、経済産業省が実施した毒性試験について、専門家からなる評価委員会を開催し、58物質について審議

した。また、平成22年度までに審議した90物質のうち、公開可能な62物質についてCHRIPに収載し、提供した。

- GHS^{註2)} 情報については、国が行ったGHS分類結果（日本語）475物質を追加公開した（累計2,450物質）。また、英語版は既に公開している1,412物質の分類結果を更新するとともに、新たに109物質を追加した（累計1,521物質）（更新、追加、計延べ1,996物質）。閲覧数は年間約98万ページ（日本語）を超えた（平成22年度は、約83万ページ（約5割増））。
- J-CHECK^{註3)}（日本語版）については、分解度試験16データ（累計1,381データ）、濃縮度試験41データ（累計793データ）及び生態毒性試験457データ（累計2,779データ）を追加し公開した（計514データ）。英語版は6月に運用を開始し、分解度試験1,790データ、濃縮度試験911データ、Pow試験155データ、生態毒性試験1,039データを公開した（計3,895データ）。閲覧数は、日本語版は約495万ページ（平成22年度は約448万ページ、約1割増）であり、英語版は約49万ページであった。
なお、英語版はOECDのe-ChemPortal^{註4)}（フェーズ2）と連携しており、リンクするためのデータを提供した。
- CHRIPのデータ更新作業のアウトソーシングを拡大するため、データの納入形式等の変更を行い、併せて更新用マニュアルの更新を行った。

注1) 「化学物質総合情報提供システム」の英語名称「Chemical Risk Information Platform」の略で、ナイトの登録商標

注2) The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals（世界調和システム）

注3) Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database 化審法を所管する3省（厚生労働省、経済産業省及び環境省）が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため共同で作成したデータベース。3省が有する試験データを公開。

注4) a Global Portal to Information on Chemical Substances 化学物質の安全性に関する政府間フォーラム（IFCS）による2003年の採択を受け、経済協力開発機構（OECD）が2007年に構築を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質のハザード情報などに関するデータベースを一括して検索できるポータルサイト

- ② CHRIPユーザー実態調査及びウェブアンケートを継続的に実施し、ユーザーニーズを把握した。同時に満足度を調査したが、「やや満足」の回答が15.3%増加し「満足」と合わせて約77%となった。これらの結果や国内外の情勢等から、GHSについては今後データベース化を進め、化審法リスク評価の情報については、スクリーニング評価の技術情報を提供するための改修を行うこととした。また、CHRIPの将来の改修に向けデータベース等の技術トレンドの調査を開始した。（平成24年度終了予定）。
- 化審法届出の利便性等に資するため、新規として取り扱わない化学物質や優先評価化学物質についてより詳細な情報を提供できるようにシステム面での改修を行った。さらに中国、韓国、ベトナム、インドネシアの規制化学物質の情報を追加するためのシステム改修を併せて行い、ベトナムの規制化学物質情報を掲載し、公開した（中国、韓

国、インドネシアについては、掲載等について調整中)。

- ③ CHRIPの情報提供項目等の検討を行うため、中国、韓国両政府と化学物質管理情報の調査に向けた調整を行った。また、台湾については、化学物質管理制度やデータベースの整備状況などの調査を行った。

なお、中国では、中国化学物質登録センター(CRC)が化学物質情報の提供を行っていることから、これについて情報収集を行うとともに、今後の情報提供等について調整を行った。

- ・経済産業省が進めているアジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)ワーキング、日本・アセアン経済産業協力委員会(AIMECC)会議等に参加して、CHRIP等のデータベースに関するプレゼンテーションを行うとともに、JICA、海外技術者協力協会(AOTS)研修、海外貿易開発協会(JODC)主催のリスク評価手法セミナー(タイ、ベトナム、マレーシア)に講師を派遣し、我が国の化学物質情報基盤や化審法リスク評価手法などの情報提供を行った。
- ・JICA、AOTS、JODC等での説明で使用するため、CHRIPのパンフレットや化学物質のリスク評価に関する既存パンフレットの英訳を行うとともに、リスク評価の模擬体験が可能な簡易ツールを英訳した。また、CHRIP及びGHSの英語版の更新情報等をアジア諸国の政府機関や講義受講者などにメールにより提供した。
- ・OECDにおいて国際情報基盤整備を推進しているGlobal Portal会合に参加し、e-ChemPortalへの対応のため、CHRIPのフェーズ1との連携を継続するとともに、J-CHECKのフェーズ2と連携を開始した(再掲)。また、OECD IUCLIDユーザグループ専門家パネル会議(電話会議を含む)に参加し、次期IUCLID6開発等に関わる情報収集及び検討を行った。

注) International Uniform Chemical Information Database 欧州の化学物質管理規制に対応した化学物質管理に係るデータベース

- ④ ナノ物質に関する情報については、ナノ材料産官勉強会、ナノ研究成果に関する意見交換会、ナノ国際シンポジウム、ナノ物質管理に関する検討会等に参加するとともに、米国TSCA^(注)におけるナノ材料の届出に関する調査を行い、経済産業省などへ情報提供を行った。

また、OECDナノ材料作業部会に参加し、OECDのナノスポンサーシッププログラム等の状況の情報収集を行った。

なお、これらの結果、リスク評価や管理方法についての研究や検討を行っている段階であることから、引き続き情報を収集することとした。

注) Toxic Substances Control Act 米国化学物質規制法

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

- ・事業者における化学物質管理やリスクコミュニケーションの推進を支援するため、リスクコミュニケーションの方法や事例に関する資料及び化学物質管理に関する資料をホームページに追加するとともに、事業者の要望を踏まえてリスクコミュニケーション事例についての詳細情報のホームページへの追加を検討した。
- ・自治体等が主催する講演会等において(参加者は、事業者が主)、ホームページから

提供しているPRTRマップやリスク評価体験ツールを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する講演を行った（全国で計16回）。

- ・自治体職員に対し、ナイト主催のPRTRデータ活用セミナーや、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTRデータに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。
- ・製品中の化学物質について解説した「身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ」に、新たに第6巻「家庭用衣料品」を追加し公表するとともに、既存のシリーズ（5種類）についても改訂版を公表した。また、刊行物全6巻をセットとして、国民との窓口となる全国の消費生活センター（722か所）及び公立図書館（417か所）に送付し、情報提供した。
- ・製品安全センターが主催する消費生活センター等とのブロック会議（全国6か所）において、化学物質のリスク評価について解説したハンドブック「化学物質を上手に付き合うために－化学物質のリスク評価－」を利用し、化学物質管理への理解の増進を図った。

A-3. バイオテクノロジー分野

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

① 申請書類の事前審査等の審査支援

6月末より第二種使用等の経済産業大臣による確認審査の運用が変更となったことに伴い、経済産業省と連名で公開している申請者用のマニュアルを更新するとともに、経済産業省が公開するチェックリストに基づき、GILSP遺伝子組換え微生物の使用に係る申請書83件の事前審査を行った。事前審査を導入したことにより、従来最短3か月程度掛かっていた申請から大臣確認までの期間が、1か月で確認されるようになり産業利用を促進した。

GILSP遺伝子組換え微生物以外（カテゴリー1、動物、植物）の申請15件については、申請書の技術的内容の事前確認を実施することにより、産業構造審議会における審査の支援を行った。また、事業者からの事前相談11件（平成22年度2件、平成22年度比5倍）、電子メールによる問い合わせ34件（平成22年度4件、平成22年度比8倍）、電話による問い合わせ47件（平成22年度20件、平成22年度比2倍）にも適切に対応するとともに、これまで経済産業省が行ってきた審査資料作成に関する説明をナイトが初めて行った（大阪1回、東京2回）。

経済産業大臣が定めるGILSP遺伝子組換え微生物リストの改正については、経済産業省からの依頼を受けて、リストの改正業務を実施した。新規追加候補の宿主・ベクター・挿入DNAについて、名称の確認と安全性評価を実施し、作業結果については、学識経験者より構成された「GILSP告示原案作成委員会」（2回開催）において助言を得た後、告示原案を作成し、経済産業省へ提出した。

過去に経済産業大臣の確認を受けた申請書類のデータベース化については、平成15年度から平成16年度までに経済産業大臣の確認を受けた申請書類237件について、データの入力を行った。

② 立入検査等による事後の確認

経済産業大臣からの指示に基づき、法令遵守状況の確認のための立入検査10件（平成22年度4件）を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。

平成22年度までは、宿主がGILSP相当の微生物を対象とした案件に対して立入検査を行っていたが、平成22年度はウイルス、動物、植物、カテゴリー1相当の微生物といったGILSP以外の案件に対しても実施した。

立入検査を適正、かつ、円滑に実施するために立入検査等の実施に関する具体的な手順等の必要事項を定めた立入検査等実施手順書及び検査の漏れ等を防ぐためのチェックシート（平成23年度版、4種類：GILSP相当用、カテゴリー1相当用、動物用及び植物用）を作成した。

③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

経済産業省が実施する「カルタヘナ議定書リスク評価とリスク管理に関する調査検討委員会」へ参加し情報収集を行うとともに、技術的内容についての意見を提出した。

(2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務

微生物によるバイオレメディエーション利用指針（以下「バイレメ指針」という。）の解説や過去の申請書を利用し、内部向け勉強会を定期的実施する等、申請書類の技術的な内容の確認を行う上で必要な情報等の整理を行った。また、沖縄県の依頼を受けて、「微生物を活用した汚染土壌の浄化処理技術開発事業」における審査委員として審査に参加した。

(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

① 環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な次の技術情報の収集・整備を行った。

- ・有害菌・有害遺伝子に係る既知情報収集・整備については、ヒト病原菌バイオセーフティーレベルリストの更新に対応した情報の更新を行うとともに、家畜等に対する有害菌について該当菌のリストアップを実施し、指標遺伝子配列データベースを整備した。有害遺伝子については、大腸菌の病原因子及び病原機構の取りまとめ、毒素についての文献調査を実施した。
- ・病原菌を区別するためのゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備については、11属79株についてゲノム解析を終了し、4属（Acinetobacter、Aeromonas、Citrobacter、Nocardia）42種について、分類指標となる遺伝子の整備を行った。この中で放線菌の分類体系に係る発表を国際学会において実施した。
- ・収集・整備した技術情報及び指標遺伝子を元に、環境中から頻繁に検出される病原菌1属について、公開用データを作成した。
- ・遺伝子組換え体の開放系利用における安全性評価手法の開発として、Pseudomonas属の中でも特に安全性が高く利用されているP. putida KT2440株を中心に、P. putida基準株、Pseudomonas属の代表的な病原菌であるP. aeruginosa PA01やP. aeruginosa基準株との有害遺伝子の有無を比較し、ゲノム情報に基づく安全性評価により、

使用する微生物に応じた適切な検証実験の絞り込みへの有効性について提言した。

- ② 環境微生物の網羅的な菌叢（きんそう）解析手法の開発に必要な次の技術情報を収集・整備を実施した。
 - ・有識者へのヒアリング、文献等の調査により技術情報を収集し、環境（土壌、活性汚泥、地下水）からの効率的な微生物の核酸抽出手法を検討し、次世代シーケンサーによる網羅的菌叢解析手法を確立し、環境サンプルから病原菌、有用菌、一般細菌をモニタリングが可能な技術情報を整備した。
 - ・バイレメ処理過程における菌叢変動を評価し、浄化に関与すると考えられる微生物群を特定した。上記で確立した手法を一般化するため、従来手法において浄化中の環境影響評価を行うべく指標微生物の選定のための考察を行い、対象微生物の絞り込みを行った。
- ③ 遺伝子組換え微生物の土壌、排水、舗装面への環境漏洩時の除去・検出マニュアル（標準作業手順書）（案）を作成し、漏洩した微生物の環境中での消長を経時的に把握するためのモニタリング手法を整理した。このマニュアル案に基づき、組換え大腸菌を用いた実証試験を行い、その結果をマニュアル案に反映させた。また、大腸菌以外の微生物（枯草菌、酵母、麹菌）についても、単離手法の調査を実施することにより、実証試験に向けた準備を行った。

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

（1）国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

国際レベルの生物遺伝資源機関（BRC）として、研究機関や産業上有用な微生物の生物遺伝資源を戦略的に収集し、継続的に保存・提供するため、次の業務を実施。

○産業利用上重要な微生物等の生物遺伝資源の収集・保存・提供

国内外から産業利用上重要な微生物として、抗生物質生産菌、病原性微生物（日和見菌、アクネ菌等）、塩素化エチレン等分解菌、エネルギー関連菌など計3,393株を収集し、抗生物質生産菌や環境修復に利用される菌などナイトでゲノム解析を行った菌について、新たに微生物DNA16個の分譲を開始した。収集した微生物は、学名の確認などの品質管理試験を行った後、保存して提供した。（NBRC株累計：30,463株）

- ・DNAの提供数は385個（平成22年度比：全体で11%減の中、ゲノムは69%増）であった。
- ・技術的な動向に伴うニーズの変化を踏まえ、微生物クローンのみならずゲノムの提供を行っていることの効果が表れ、ゲノム分譲が平成22年度比69%増となる86個と大きく増えた。
- ・MALDI TOF-MSを利用して600株以上のデータを取得し、ライブラリを作成することにより、一部の微生物について品質管理に応用が可能となった。

○有用機能等の探索源となる生物遺伝資源の収集・保存・提供

【アジア各国・日本国内での微生物探索】

アジア2か国と二国間による微生物探索を実施。国内外（特にアジア地域）の様々な環境より有用機能等の探索源となる微生物（スクリーニング株）を1,480株収集保存。

《ベトナム》

- ・ホーチミン市周辺等において採集した土壌・落葉・発酵食品などの試料より、偽菌類78株を分離・選択し、日本へ移転し、保存した。さらに酵母・糸状菌の整理・保存作業を進めている。
- ・22年度において、ベトナムで収集した247株（糸状菌197株、酵母50株）を整理・保存した。
- ・微生物探索については、石油系企業1社+2大学との合同探索で行った。

《モンゴル》

- ・テレルジ国立公園や周辺のゲルにおいて採集した土壌・落葉・発酵乳などの試料より、合計812株（放線菌546株、酵母3株、乳酸菌263株）を分離・選択し、日本へ移転し保存した。
- ・22年度において、モンゴルで収集した36株（乳酸菌31株、酵母5株）を整理・保存した。
- ・微生物探索については、1大学との合同探索で行った。

《国内》

- ・千葉県内の森林地域などにおいて採集した土壌等の試料を分離・選択し、放線菌150株を整理・保存した。
- ・外部機関から譲渡された菌株のうち糸状菌157株を整理・保存した。

【スクリーニング株の提供】

- ・生物多様性条約（CBD）を遵守した契約により国内企業及び大学等に新規9,799株を含む18,843株を提供した。

○生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

- ・公的試験に指定されている微生物のコアグラマーゼ産生能や様々な培地での生育状況等表現性状に関する解析を行った。
- ・従前の手法では詳細な分類が困難な微生物について、新たな領域の遺伝子配列を解析することにより、精密な同定を行えることを明らかにした。
- ・エネルギー関連藻類のmRNA発現解析や、環境修復に利用される揮発性有機化合物（VOC）分解微生物のゲノム解析を行った。
- ・環境修復に利用される揮発性有機化合物（VOC）分解微生物など環境産業や冬虫夏草など食品・医薬産業に用いられる微生物などをリスト化し、ホームページで公開した。
- ・外部機関との共同事業により、健康等の産業に利用される放線菌の代謝産物に関する情報付加を行うための共同事業契約を締結した。
- ・18年度に生物遺伝資源部門で認証を取得したISO9001については、マネジメントレビュー（4回／年）、顧客満足度調査（アンケートを実施）、ゲノム情報及びMALDI TOF-MSを活用した品質管理、利用者からの問い合わせに対する指導・回答（12月末現在1,500件以上）を行い、さらに平成23年12月に定期審査を受けた結果、指摘事項はなく、継続が認められた。
- ・NBRC菌株データベースの改修に着手し、平成24年度から実施するシステム開発のための機能要件定義書等を作成した。
- ・生物遺伝資源の保存方法、培養方法等に関する様々な情報を利用者に提供するため、

メールマガジンを隔月で配信した。現在の登録会員数は約1,340人（22年度末より約240人増）。

- ・利用者から要望のある微生物の基本的な取扱いに係る実験講習会を2度開催し、微生物の利用促進を図った。
- ・抗生物質に代表される医薬成分などに応用されている化合物の、生合成経路に関わる遺伝子クラスター情報を網羅的に集約した、放線菌の二次代謝合成遺伝子のデータベース「DO BISCUIT(ドュービスキュイ)」を構築し、3月28日にホームページにて公開した。また、業界紙に取材記事が掲載された。
- ・国内のバイオ産業団体、各地域のバイオクラスター、大学、研究所等との連携を図りつつ、イベントや国際学会での発表・展示やホームページ、雑誌、新聞等のメディアを利用したの広報活動を国内外で行い、ナイトが保有する生物遺伝資源の種類や性質、提供しているサービス等様々な情報の利活用を促進した。

○国内生物遺伝資源機関とのネットワークの構築

- ・日本微生物資源学会(JSCC)参加22機関中、新たに岐阜大学、東京農業大学及び山梨大学の3機関のデータをJSCC統合オンラインカタログに追加するとともに、ナイトを含め4機関のデータを更新する準備を行った。

○アジア諸国との生物遺伝資源機関(BRC)ネットワークの運用

- ・日本・中国・韓国・タイ・フィリピンの9機関によるアジア統合データベース(ABRCN)を着実に運用した。
- ・世界微生物株保存連盟(WFCC)の世界微生物データセンター(WDCM)が推進する世界微生物カタログ(GC)プロジェクトへの協力に同意し、NBRCが提供している微生物に関する情報を提供した。

○GBRCN枠組み構築への貢献

- ・生物遺伝資源機関ネットワーク(GBRCN)実証プログラムに参加し、同プログラムの認定制度の検証を着実に実施した。

○アジアコンソーシアムの運営

【ACM8の開催】

- ・ACM人材育成タスクフォース(HRD-TF)主催ワークショップを5月にタイで開催し、ナイトから講師として5名が参加し、アジア各国の約30名に保存方法、分析技術の講義を行った。
- ・10月にマレーシアにて、第8回ACM(ACM8)を開催した。開催準備、プログラム作成、メンバー国の参加支援を行い、開催国マレーシアに協力した。
- ・ACM拡大に向けて、メンバーシップ制とACM運営指針の改定案を作成し、ACM8の総会において承認を得た。
- ・遺伝資源の利用に関するマルチラテラルシステム(多国間のBRC連携)のアジア導入に向けて、名古屋議定書の採択を受け、BRC活動と本マルチラテラルシステムの融合化の検討を開始した。

(2) 海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

【二国間協力における共同事業の実施】

アジア7か国と二国間による共同事業等を実施。これらの利益配分の一貫として各国に

てワークショップを開催し、海外資源国との連携を強化した。

《ベトナム》

- ・微生物の分類学、生態学に関する共同研究を維持し、その中で技術協力を実施した。
- ・1～3月にかけてベトナム微生物探索プロジェクトのメンバー2名を招へいしてナイトで共同事業を実施した。
- ・ベトナムでの資源合同探索は1件（企業＋大学）の応募があり、11～12月にベトナムで探索を実施した。現地の研究者と共同で作業を実施し、またワークショップを開催する等、人材育成を行った。

《モンゴル》

- ・微生物の分類学、生態学に関する共同研究を維持し、その中で技術協力を実施した。食品企業・大学による要望の多い食経験のある乳酸菌と酵母についても収集を行った。
- ・モンゴルでの資源合同探索は1件（大学）の応募があり、8月にモンゴルで探索を実施した。現地の研究者と共同で作業を実施し、またワークショップを開催する等、人材育成を行った。
- ・9月から3か月間、モンゴルの研究者1名を招へいし、合同探索に参加した大学において技術移転を実施した。初めての大学単独での探索であったが、モンゴルとの合意に基づき、新しい利益配分形態である、大学への研究者への受け入れによる非金銭的利益配分を行った。
- ・平成24年度以降のMOU、PAの継続についてモンゴル科学院と合意した。次期契約内容についても交渉を行った（署名は24年5月の予定）。

《ブルネイ》

- ・ブルネイの菌株を日本のユーザーが利用できるように、素材移転合意（MTA）交渉を行った。MTA案についてはブルネイ法務局の最終ステージに送られたとの情報が届いている。

《インドネシア》

- ・インドネシアに23名の職員（役員、共同研究先を含む。）を順次50回にわたり派遣し、微生物の採取・分離方法などの人材育成を行った。
- ・インドネシア科学院（LIPI）から1名の職員を受け入れ、研修を行った。

《タイ》

- ・CBD名古屋議定書を考慮した新規MOU素案を作成し、タイの国家遺伝子工学バイオテクノロジーセンター（BIOTEC）と平成24年度の締結について合意した。
- ・5月から研究者3名を招へいしてナイトで人材育成を行った。

《中国》

- ・中国科学院微生物研究所（CGMCC）と継続しているMOUに基づき、21株を入手した。
- ・平成23年度で終了するMOUの平成24年度以降の継続について合意した。

《韓国》

- ・韓国の主要なカルチャーコレクションの一つであるKACC（Korean Agricultural Culture Collection）と3年間の共同事業（韓国で分離された未同定微生物株の分類学的研究、微生物分類手法の開発、微生物株の双方のコレクションへの保存；平成23

年度で終了) 実施し、韓国へ131株の提供を行い、韓国から27株の寄託を受けた。

【日本政府の途上国支援への協力】

日本政府がCBD COP10において約束した途上国支援事業の「眠れる森のび(美・微)生物プロジェクト」に協力した。

《インドネシア》

- ・独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人科学技術振興機構の共同事業である地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)において、ナイトとインドネシア科学院(LIPI)との間で8月にMOUを締結した。
- ・ナイトが有する2国間連携の経験と知識がMOU案作製の際に生かされ、PAの作成に当たっては、これまで培ったノウハウを活かし、CBDに則った生物遺伝資源移転を行うことについて合意した。

【新規アクセスルートの調査】

- ・メキシコで開催された国際放線菌学会に合わせて、バイオテクノロジー分野の国立学校、メキシコ大学の研究所の方などから、メキシコのカルチャーコレクションや生物多様性条約や名古屋議定書の対応状況などを聞き取り調査した。
- ・アフリカ地域については、ホームページ上で公表されている報告等を取りまとめ、今後の検討材料とするための資料の作成を行った。

【名古屋議定書に関する情報収集】

- ・第1回名古屋議定書政府間委員会(ICNP-1)に参加し、名古屋議定書の国際的動向の情報収集を行った。
- ・平成24年7月に開催される第2回名古屋議定書政府間委員会(ICNP-2)に向けて、特に議論的となる第10条について、経済産業省が中心で行う省庁間のABS(遺伝資源のアクセスと利益配分)検討委員会に委員として参加する等、経済産業省及び一般財団法人バイオインダストリー協会(JBA)と委員会の内外を通して情報を共有した。
- ・JBA主催のモンゴル及びインドネシアにおける生物遺伝資源とその取扱いに関する日本・モンゴルワークショップ(9月30日)と日本・インドネシアワークショップ(10月27日)に協力した。
- ・帯広畜産大学生物多様性条約セミナー、生物工学会若手夏のセミナー、国際微生物学連合会議、バイオジャパン、日本農芸化学会等において、生物多様性条約及び名古屋議定書の企業、研究者等への普及・啓発活動としてシンポジウム・講演を行った。

(3) 特許微生物に係る寄託業務の効率化の推進

特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、微生物の特許寄託業務を確実に実施した。

また、特許寄託機関の統合については、関係機関と連携し、統合に際しての諸問題の解決を図り、一元化の基本方針である「特許寄託業務の一元化に向けたアクション・プログラム」(以下「アクション・プログラム」という。)を策定した。

本アクション・プログラムに沿って、ナイトの下における2機関の運営開始(平成24年4月1日を予定)に向けた諸作業(独立行政法人産業技術総合研究所特許生物寄託センター(以下「AIST-IPOD」という。)でのナイト職員の業務引継、一元化に関する公表及び説明会の実施、寄託生物種の範囲の変更、手数料改定の素案作成、AIST-IPOD施設

・設備の管理方法等に関する覚書の締結)を実施した。並行して、AIST-IPOD保管株を受け入れるため、かずさの施設整備に着手した。

施設・設備の共用化、人員の業務兼務については、特許微生物寄託センター(以下「NPMD」という。)職員全員に生物資源課の業務を兼務させ、NPMD実験室において生物資源課の業務を行うことにより、施設・設備の共用及び人員の業務兼務推進を図ることとした。

また、手数料については、関係機関と協議の結果、かずさへAIST-IPODが移転する(平成25年4月1日を予定)と同時に改定を行うこととした。

受領件数271件(平成22年度比35%増加 業務開始以来最高件数)について、業務一元化の公表に伴い、件数が倍増した。特許センターの所掌業務の中で、寄託申請にかかる業務を最優先とし遅滞が生じないよう業務を遂行した。

A-4. 適合性認定分野

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

(1) 法令に基づく認定等

JNLA、JCSS、MLAPの各認定プログラムごとの業務実績は次のとおり。

① JNLA、JCSS及びMLAPの認定業務 並びに② JNLA、JCSS及びMLAPの制度の普及等

a JNLA(工業標準化法に基づく試験事業者登録制度)

- ・申請受付：33件(うち新規13件、更新20件)

[参考] 22年度 64件

- ・登録件数：44件(うち新規12件、更新32件)

[参考] 22年度 93件

- ・登録事業所数：201

[参考] 22年度 193

- ・評定委員会開催：9回
- ・評定委員会審議要否検討会：6回
- ・申請受付から登録までの期間

全て標準処理期間(150日)内に処理した。

- ・変更届出書の処理

22年度と比較し約2倍に増加した登録試験事業者からの変更届出書278件については、遅滞なくその内容を確認し、登録証の変更等所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

[参考] 22年度 140件

- ・告示改正作業の支援

JIS規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、告示内容を見直し、6月と12月にそれぞれ改正案を作成し、経済産業省に提案して、同省が行う告示改正作業を支援した。これらの結果は、23年7月29日及び24年3月12日の登録区分改正告示に反映さ

れた。また、23年12月末のJIS改正情報を基に次回告示改正案の作成を開始した。

- ・ガイダンス文書等の作成、公表

事業者の申請を一層容易にするためのガイダンス文書について、化学品分野で不確かさの見積もりに関する文書1件、土木・建築分野で技術情報に関する文書1件を制定し公表した。

また、繊維分野で不確かさの見積もりに関する文書1件の改正作業を開始した。

この外、審査員向け文書として、測定の特レーサビリティ方針対応事例を審査員連絡会で周知した。

- ・事業者との情報交換とニーズへの対応

一般社団法人日本電球工業会及び一般社団法人日本照明器具工業会と定期的に会合を持ち、LED照明の測光試験に係る認定スコープ及び技能試験について情報交換を行うとともに、LED照明製品に関するJISの制定に参加し、JISに基づくLED試験事業者の認定を開始するとともに、LED製品のエコマーク取得にJNLA試験結果を活用する道を開いた。

- b JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

- ・申請受付：86件（うち新規12件、追加16件、更新58件）【平成24年3月6日現在】

[参考] 22年度 96件

- ・登録件数：85件（うち新規15件、追加10件、更新60件）

[参考] 22年度 92件

- ・登録事業所数：245

[参考] 22年度 236

- ・評定委員会開催： 9回

- ・評定委員会審議要否検討会： 17回

- ・東北地方太平洋沖地震対応

被災地域に所在する43登録事業所及び申請事業者の被災状況を確認し、審査検査の延期等を柔軟に対応した。

また、独立行政法人産業技術総合研究所が保有する特定標準器の震災の影響による損傷等により、登録事業者が計量法施行規則等で定める校正周期内での校正ができなくなった40の特定二次標準器について、校正周期延長に係る届出等を定めた「平成二十三年度東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための計量法施行規則の特例に関する省令」（特例省令）の制定のための技術的資料作成等に貢献した。

- ・登録更新等手続き

登録更新を円滑に行なうため、評定委員会9回及び評定委員会審議要否検討会17回開催し、審査85件及び定期検査72件の処分を決定した。

- ・事業区分の登録

未登録区分であった体積（マイクロピペット）を登録し、医薬分野等の化学試験における計測の信頼性向上に貢献した。また、自動車産業などのニーズが高かった実用計測器（トルクレンチ）の校正まで登録対象を拡大し、計量計測特レーサビリティを確立した。

- ・申請受付から登録までの期間

未登録区分である体積の技能試験結果の審査に時間を要した2件及び新規登録申請の書類審査での技術能力の確認等に時間を要した1件を除き、標準処理期間（150日）内に処理した。

- ・変更届出書の処理

全審査・検査の約70%において非常勤職員及び外部審査員の積極的な活用によって、常勤職員の事務処理時間を確保し、20%程度増加した登録事業者からの変更届出書288件について、迅速にその内容確認を行い、登録証の変更など所要の処置を行うとともに事業者登録内容の維持管理を確実に実施した。

[参考] 22年度 243件

- ・技術委員会、技術分科会等

登録の一般要求事項の改正、分野共通的な技術事項に関する指針の制定等のために技術委員会を2回開催するとともに、各量において、新規種類の追加、既存文書の改正、技能試験運営等に必要な技術事項を検討するため、技術委員会各量別分科会を16回開催した。

- ・ガイダンス文書等の作成、公表

上述した震災対応のために、制定された特例省令に対応した特例規程を制定公表し、特例省令の的確な運営及び登録事業者、JCSSユーザーの利便を図った。

また、新たな校正技術の追加等のため、技術的適用指針2文書（重力加速度値、体積（マイクロピペット）と不確かさの見積りに関するガイド3文書（重力加速度値、体積（マイクロピペット）、放射線放射能）の計5文書を新規に作成し、公表した。

さらに、最新の校正技術への対応、校正の信頼性向上及びILAC方針への対応等のため、分野共通文書3文書（登録規程、種類規程、登録の一般要求事項）、技術的適用指針20文書、不確かさの見積りに関するガイド6文書の計29の既存文書を改正して公表し、申請者及び登録事業者の利便性向上を図った。

- ・JCSSに係る普及・広報活動

JCSS及び認定に関する情報の普及・広報のため、展示会への出展（4件）、計測標準フォーラムへの参加、雑誌等への寄稿（11件）を行った。

- c MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

- ・申請受付：74件（更新のみ）

[参考] 22年度 18件

- ・認定件数：71件（更新のみ）

[参考] 22年度 7件

- ・認定事業所数：111

[参考] 22年度 107

- ・評定委員会開催：13回

- ・申請受付から認定までの期間

更新のピーク年度にあたり、更新審査74件を実施。申請者の認定有効期限日に配慮して、きめ細かく評定委員会を開催し審議・処理した。受付けた申請案件は全て標準処理期間（100日）内に処理した。

- ・変更届出書の処理

認定事業者から191件の変更届が提出され、迅速に変更内容の確認を行い、認定証の変更等所要の処置を行うとともに事業所認定内容の維持管理を確実に実施した。

[参考] 22年度 176件

・外部専門家の活用

75%の審査で外部専門家を活用するとともに、新たに3名の外部専門家を登録した。

③ 定期検査の実施

APLAC及びILACのMRAを希望する認定事業者に対しては、MRA要件を維持するため認定基準であるISO/IEC17025、ISOガイド34又はISO/IECガイド65の最新版を用いて107件と昨年より大幅に増加した定期検査を効率よく実施した。

内訳は次のとおり。

JNLA定期検査実績

実施件数： 23年度 34件

[参考] 22年度 12件

JCSS定期検査実績

実施件数： 23年度 73件

[参考] 22年度 34件

JNLA及びJCSSのMRA対応認定事業者の最新認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載し、国内外の試験・校正ユーザーの利便性を図った。

④ 技能試験の実施及び外部技能試験の活用

認定事業者の技術能力を確認するため、次のとおりJIS Q17043に基づく技能試験を実施又は外部技能試験の結果を活用した。

a. JNLA（工業標準化法に基づく試験事業者登録制度）

・自らが実施する技能試験

4月に技能試験新4か年計画を公表するとともに、計画に基づき、昨年度からの継続実施1件（窯業分野）、今年度開始1件（土木・建築分野）の計2件を実施中。

・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験7プログラム（電気分野2、土木・建築分野1、繊維分野2、抗菌分野1及び土木・建築、化学品、繊維、日用品分野共通1）について、JIS Q 0043-1への適合性を評価し、その結果を活用した。

[参考] 22年度技能試験利用 3分野5プログラム

b. JCSS（計量法に基づく校正事業者登録制度）

・自らが実施する技能試験

粘度、振動加速度、電気（高周波）、放射線の4件のプログラムで技能試験を開始した。

また、技能試験参加実績のない個別のJCSS登録申請に対する申請事業所の技術能力を確認するため、技能試験（測定監査）を22プログラムで実施した。（22年度は33プログラム）

・外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験については、JIS Q 0043-1への適合性を評価し、質量区分1（はかり）3電気区分3（直流・低周波の3計測器）の3プログラムを承認し、その

結果を活用した。

[参考] 22年度技能試験実施 2分野2プログラム
外部技能試験活用 2分野4プログラム

c. MLAP（計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度）

一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する技能試験に係る技能試験委員会の委員として参加し、適切な技能試験運営のための助言を行う等、技能試験の準備を整えた。その結果、平成24年度上半期実施が可能となった。

（2）法令に基づく認証機関の調査

経済産業省に係る法令に基づいて、認証機関の登録のための調査等を次のとおり実施した。

①工業標準化法に基づく登録認証機関の登録等関係業務

- ・経済産業大臣及び各経済産業局長から10件の調査指示を受け、事業所調査6件、書面審査5件、工場立会調査6件及び試験所立会調査6件を実施し、その結果を経済産業大臣又は経済産業局長に報告した。

上記調査指示のうち、経済産業大臣からの4件についてはナイト職員だけで調査を実施した。調査結果について審議する判定委員会の事務局機能を経済産業省に代わって務めた。

②製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

- ・経済産業大臣より3件の調査指示を受け、3件（外国事業所）の調査を実施し、その結果を経済産業大臣に報告した。
- ・経済産業省による電気用品安全法の調査業務実施要領策定作業に協力し、ナイト案を作成し提案した。

また、登録検査機関用の業務実施ガイド作成WGに参加し、作成に協力した。

③特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

- ・23年度は経済産業大臣からの調査の依頼はなく、実績はない。

（3）法令に基づく認証機関等への立入検査

1. 立入検査、フォローアップ調査

各認定業務の立入検査及びフォローアップ調査に関する次の業務を実施した。

ア JNLA

試験所移転の届出に伴う試験施設の確認等を目的として、計3件を実施した。

イ JCSS

立入検査については、苦情等の情報や変更届等により確認が必要となる案件が無かったため、本年度は実施していない。

ウ MLAP

認定後約1年半を迎える12事業所に対してフォローアップ調査を実施した。フォローアップ調査の結果、不適合のあった4件については是正を求め、期限内に是正されたことを確認した。

2. 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

23年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

3. 特定機器相互承認法に基づく適合性評価機関の認定等関係業務

23年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

4. 計量法に基づく濃度に係る計量証明事業者等に対する立入検査業務

23年度は経済産業大臣からの立入検査の指示はなく、実績はない。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

ASNITE（製品評価技術基盤機構認定制度）認定プログラムは、これまでに開発した認定範囲としては、校正事業者認定（JCSSを除く。）、試験事業者認定（JNLAを除く。）、標準物質生産者認定及び製品認証機関認定があり、23年度は、次のとおり認定ニーズに対応した。

ア. ASNITE校正事業者の認定

認定ニーズに基づき、昨年度認定審査の準備を行い、申請を受け付けた電子顕微鏡等の長さ標準として用いるナノ領域で使用される「形状測定器(ナノスケール)」を認定し、ナノ領域までの長さ標準供給体制を整備した。

既存の認定区分では5件の申請を受け付け、3件認定した。また、3件の検査を実施し認定継続した。

独立行政法人産業技術総合研究所が震災で被災したため、一部、校正事業ができなくなったため、復旧状況等を確認し、その結果をASNITEのホームページで公表することにより、利用者の利便を損なわないよう情報を提供した。

認定事業所数：16、[参考]22年度：15

イ. ASNITE試験事業者の認定

今年度上期に実施したヒアリング等により、排出ガス、粉じん、水、土壌、廃棄物の放射能測定、並びに、土壌、廃棄物の空間放射線測定に係る試験所認定を希望する事業者が少なくないことを確認した。また、環境省により放射能濃度等測定方法ガイドラインが制定されたことを踏まえ、計量・計測の信頼性確保のため、放射能・放射線測定に係る試験所認定を来年度に開始すべく、有識者による技術分科会を立ち上げ、認定区分や要求事項等について、精力的に検討した。

国内企業支援のため、海外評価機関によるICカードセキュリティ評価から国内評価機関による評価制度の構築及び国際規格に基づく暗号モジュール試験認証制度の米国、カナダとの相互承認に向け、「コモンクライテリア評価ハードウェア（スマートカード等）」、「暗号モジュール試験暗号ハードウェアモジュール」、「システムLSI侵入テスト」の3つの区分を新規に制定した。

また、「エネルギースターコンピュータサーバ試験」等の区分を制定した。

既存の認定区分を含めて4件の申請を受け付け、昨年度末に申請を受け付けたものを含めて6件認定した。

認定事業所数：39（一般 33、IT 6）、[参考]22年度：29（一般 23、IT 6）

ウ. ASNITE標準物質生産者の認定

海水中の含有栄養塩類の全世界的モニタリングに使用される環境標準物質(海水)について、認定に必要な要求事項を確認するなど認定準備を行った上で、新規に認定した。

5標準物質生産者について、APLAC方針に基づき、ISOガイド34：2000からISOガイド34：2009への移行が完了していることを確認した。

ISOガイド34が改正されたことに伴い、該当のJIS Q0034の改正が必要となり、JIS原案作成委員会の委員及び原案作成事務局としてJIS改正に貢献した。

認定事業所数：8、[参考] 22年度：7

エ. ASNITE製品認証機関の認定

鉄道システムの海外進出を支援するため、設計から製造までを対象とした鉄道システム認証に向け新規認定区分を設定し、新規認定申請1件を受け付け、審査を開始した。

認定事業所数：3、[参考] 22年度：3

オ. ASNITE/JCLA認定試験事業者のASNITE試験事業者等への移行

JCLA（日本化学試験所認定機構）の認定事業廃止（平成22年9月末）にあたり、当面の認定の維持を希望する試験事業者を受け入れるために開設した新たなプログラム（ASNITE/JCLA）の認定試験事業者については、順次ASNITE試験事業者等への移行を進めた。ASNITE試験事業者への移行：3、JNLAへの移行：1。

認定事業所数：64

カ. ASNITE定期検査実績

実施件数： 23年度 27件

[参考] 22年度 25件

内訳

- ・ASNITE試験事業者 17件（一般 14件、I T 3件）
- ・ASNITE校正事業者 5件
- ・ASNITE標準物質生産者 2件
- ・ASNITE製品認証機関 3件（臨時検査1件含む）

キ. ASNITE/JCLA検査実績

実施件数： 23年度 52件

ク. ASNITE認定業務の効率的運営

- ・ASNITE試験事業者認定の評定はJNLA等評定委員会で、ASNITE校正事業者（NMIを除く。）認定及び標準物質生産者認定の評定はJCSS等評定委員会で実施し、ASNITE認定に係る評定委員会を合理的かつ効率的に実施している。
- ・ASNITE定期検査とASNITE区分追加の認定審査についても同一審査チームで効率的に実施した。
- ・ASNITE試験に関するガイダンス文書及び基準文書類については、新規2文書を制定、既存3文書を改訂し公表した。

ケ. ASNITEの満足度

審査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査に関する業務実績は、『A-4 2.（1）マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化』に掲載した。

コ. ASNITEの技能試験

平成23年度は必要とされる技能試験がなかったため、実施していないが、ASNITE校正事業者の審査において測定監査を1件実施した。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

① マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化

- ・国際規格（ISO/IEC17011）に適合したマネジメントシステムの維持と適切な業務遂行のため、マネジメントシステム文書を見直し、53件の改正及び16文書の新規制定を行った（現時点でのマネジメントシステム文書数は216）。また、申請・認定事業者に対する要求事項である技術基準文書等は制定後速やかにホームページ上で公開し、透明性を図った（31件）。
- ・内部監査は年1回実施（7月から8月にかけて実施）し、安全4法登録検査機関調査業務を含む全プログラムについてマネジメントシステムが適切に維持されているかを確認した。内部監査の結果、指摘のあった16件の不適合事項及び3件の潜在的な不適合に対して速やかに是正し再発防止処置を徹底し改善した。
- ・マネジメントレビュー（所長による業務の見直し）を年1回実施（3月に実施）し、マネジメントシステムの是正・改善を推進してきた。
- ・審査・検査に対する満足度調査及び認定機関に対する要望調査
顧客（申請・認定事業者）の要望を把握し、マネジメントシステムの改善に資するため、個々の認定審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度に関する調査を実施した（回答136（回収率48%））。審査に対する不満等個別対応が必要な事項については、速やかに関係者から状況を聴取し、審査時の対応等の不満の根本原因を調査し必要な措置をとった。また、満足度調査結果は集計、分析を行い、マネジメントレビュー、審査員連絡会等で報告し、必要な遵守事項について周知した。
- ・認定センターホームページを活用し、認定センター及び審査員間の情報共有強化を目的とした審査員専用イントラを構築した。
- ・審査員管理用及び審査工程管理に係る次期データベースについては、外部コンサルタントに仕様の改良等を依頼するための仕様素案を作成した。
- ・記録の原本管理やバックアップ等は認定機関の管理方針に基づき実施し、内部監査で確認を行った。

② 審査員の確保及び資質・レベルの維持向上

- ・審査員研修は1回実施し、外部機関職員8名が参加した。その結果、計8名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
なお、当該研修には3名の内部職員が参加している。また、技術専門性を強化するため、技術アドバイザーとして新たに62名を増員、確保した。
- ・認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図るための審査員連絡会を開催し、併せて提供情報について理解を深めるための意見交換を行った（3月実施（東京及び大阪））。
- ・製品認証機関認定審査員に対してガイド65の後継規格（ISO/IEC17065（DIS））の知識を与えるためにフォローアップ研修を実施（3月）した。

③ 認定機関職員の資質向上と技術力強化

- ・23年度職員研修計画に基づき、認定プログラム共通の内部研修を計4回実施し、審査員としての資質や技術力の向上を図った。[認定研究会 - 3回（外部講師を招き、技能

試験関連国際規格・文書、計量計測分野の最新動向等をテーマとし、延べ100名の職員が参加)、マネジメントシステム関係研修 - 1回]

- ・試験所等外部機関を利用した外部研修は次のとおり実施し、延べ計43名の職員が参加して技術力強化に努めた。

[JNLA技術研修2回、不確かさ研修4回、品質管理関係研修4回、計測関係研修3回等。JCSS校正技術研修は、研修受け入れ先であった独立行政法人産業技術総合研究所の被災及びその後の復旧状況により次年度以降に繰り延べとなった。]

- ・認定業務リスクへの対応については、これまで蓄積してきた対応事例を基にして重大と考えるリスクを抽出し、それらのリスクと対応策を記した一覧表を、職員がいつでも参照できる状態とした。また、3月に実施した職員連絡会では審査で扱う情報のセキュリティ対策について周知した。

④国際文書等の制定・改正活動の参加及びマネジメント文書への導入

- ・国際機関等の文書制定、改正等に関して国内調整を実施し、投票及びコメントを提出した (APLAC 19件、ILAC 39件)。
- ・国際規格 (ISO/IEC 17020、17043、17065、17067、ガイド34) の制定・改正に係る作業部会に参加し、国内コメントの作成及びJIS原案作成を行った。
なお、ガイド34については、最終JIS原案作成事務局を務めた。(再掲)
- ・APLAC技能試験委員会委員長として、技能試験に係るAPLAC技術文書の見直作業を主導的に実施した。
- ・計量関連国際ガイド委員会 (JCGM) 会合に委員として参加し、計量計測分野の国際技術文書の見直し活動に貢献した。
- ・国際エネルギー機関 (IEA) SSL (LED) 分科会主査として作業グループ (WG) を運営し、LEDの国際標準化活動に貢献した。
- ・上記、国際機関等の文書及び国際規格の制定・改正作業等を実施することにより、迅速かつ的確に認定センターのマネジメント文書 (各認定プログラムの一般要求事項、トレーサビリティ方針、技能試験方針及び技能試験関連3規程) を制定、改正した。

(2) 国際的信頼性維持・向上等

①MRAの維持 (APLAC再評価受審)

- ・アジア・太平洋試験所認定協力機構 (APLAC) による評価を12月11日～15日にかけて受審した。認定試験所数が増加し審査検査件数が増えるとともに、4年前と比べ約1.4倍の認定事業者管理を実施しながら、現有のリソースのみで効果的な業務実施体制を確立し、対応を行った。

その結果、不適合 (早期に再発防止策が必要なもの) の指摘は無かった。この審査で示された懸念及びコメントの指摘に対する対応を平成24年6月のMRA評議会でも報告しMRAの地位を維持できる見込み。

② APLAC、ILACでの活動と貢献

- ・APLACについては、5月のMRA評議会、9月の総会、MRA評議会及び技術委員会等の関連会議に参加するとともに、APLACの全ての委員会及び分科会への委員の提供及び各委員会活動への参加、委員会ドラフト案へのコメント提供等を行うことにより、MRA自体の信頼性の確保に資する貢献を行った。技能試験委員会については、委員長として

委員会の運営、技能試験報告内容の審査を行ったほか、APLAC/MRA評価に係る技能試験結果を評価チームに提供すること等により、MRA自体の信頼性の確保に大きく貢献した。

- ・国際試験所認定協力機構（ILAC）については、認定委員会、総会及び相互承認委員会等の関連会議に参加し、MRA自体の信頼性の確保のために貢献した。
- ・APLACニュース（6月号）を責任編集、発行し、100を超える機関に配付した。
- ・評価員として海外3認定機関のAPLAC/MRA評価（うち1件はチームリーダー）を実施し、相互承認評価活動に貢献した。
- ・中国の認定機関の要請により、1名が北京で講演講師を務めた。
- ・海外認定機関の審査員を対象とした標準物質生産者認定に関する技術研修を企画、主催した（MRA署名2機関から5名が参加）。

③ PAC相互承認の参加及びIAFの加盟

- ・新規に認証機関の認定を行う地域機関（太平洋認定協力機構（PAC））及び国際機関（国際認定フォーラム（IAF））で正式会員の地位を獲得した（PACは6月、IAFは12月）。また、PACの相互承認協定（MLA）に参加するため、評価の審査を受けるために必要な文書を作成し、申請を行った。

なお、平成24年5月末にPAC評価チームによるMLA評価を受審する予定。

- ・PAC等の国際機関等の文書改正に関して投票及びコメントを提出（6件）した。また、2件の調査に協力し回答を行った。

④ 認定制度の信頼性向上、普及拡大

日本認定機関協議会（以下「JAC」という。）の活動において、平成23年度は以下の委員会及びWGを開催した。

【開催委員会等】

- ・運営委員会（全体的方針を決定）1回
- ・情報委員会（研修、技能試験、国内外の動向等の情報収集及び提供）1回
- ・技術委員会（基準に関する認定機関間の理解の整合を促進）1回
- ・試験所認定機関協議会（以下「JLAC」という）／試験所認定WG（制度の普及や技術的活動についての意見交換や情報共有）：4回
- ・製品認証WG（製品認証機関を認定する機関による国際規格（ISO/IEC ガイド65）の解釈・理解の促進）1回

具体的な活動実績は次のとおり。

【認定制度の利用拡大・普及のための広報活動】

- ・試験・校正等事業者向けJLAC技術情報セミナーを開催（169名が参加）
- ・国内規制当局に対して、MRA加盟認定機関から認定を受けた試験所の利用義務づけの事例（米国エネルギースター制度に基づくOA製品等の消費電力量試験、米国消費者製品安全法に基づく玩具の鉛含有量等の試験）をJAC会合にて紹介した。

【規格の要求事項の解釈を統一化するための活動】

- ・経済産業省ほかの規制当局が含まれる製品認証WGにおいて、ガイド65の後継規格であるISO/IEC17065（DIS）のポイントを説明する場を設け、規格の要求事項について認定機関間の解釈の整合化を図った。

【審査員の相互利用・研修の共催】

- ・ナイトが実施した審査員研修にJACメンバーから講師を派遣（1名）。また、JACメンバーの組織から研修生（1名）を受入れ、審査員研修の共催を実施した。

【認定制度の普及を図るためのセミナーの開催に係る活動】

- ・技術情報セミナー開催に向け、JLAC会合において震災によりニーズが高い太陽電池モジュールの試験とその試験所認定の利用や、放射線・放射能の測定のトレーサビリティなど、認定制度の普及に寄与するセミナーテーマの検討を行った。

【メンバーの意見の反映】

- ・APLAC、ILACからの投票要請、コメント要請について、投票に関しては、JLACの場等を利用して国内の意見を取りまとめ、その結果を票として投じ、また、コメント要請に関しては、回答に先立ち、意見交換、調整を行う等してメンバーの意見の反映に努めた。

3. 標準物質に係る情報提供

①国際標準物質データベース（COMAR^註）

標準物質情報委員会の了承を得た新規認証標準物質及び既登録の認証標準物質で新たに委員会の承認を得た計31件の情報をCOMARデータベースに登録した。登録総数は1,486件となった。

また、登録情報の内容修正などを約250件実施した。

なお、年度中のCOMAR運営会議の開催はなかった。

^註 COMAR：標準物質に登録した代表的な国際データベースの略称。

②標準物質情報データベース（RMinfo）

全てのデータ登録事業者（50事業者）に更新情報に関するアンケートを送付し、登録内容についての調査を行った。10月に標準物質情報委員会を実施。新規登録事業者2件増の52事業者となった。登録総数は7,558件（平成22年度7,528件）。また、初期登録のデータの記載内容について見直しを実施し、約1,000件のデータを修正して、データの信頼性向上を図った。

また、全てのデータ登録事業者（50事業者）に登録情報などを自ら入力することについての事前調査を実施。入力の為に必要なドキュメントの整備を行うとともに、協力についての具体的な依頼を関心の高い事業者を優先的に実施した結果、3事業者の協力を得た。

A-5. その他

1. 講習業務

(1) 電気工事士法に基づく講習関係業務

- ・定期講習について、全国で211回（22年度：578回）の講習を開催し、23,112人（22年度：72,640人）が受講した。（震災のため23年度に振替開催した3会場331名の実績を

含む)

- ・東日本大震災による影響から、昨年度3月開催予定の3会場（青森、栃木、神奈川）と今年度4月開催予定の3会場（茨城1，埼玉2）を中止し、5～6月に振り替えて開催。中止会場の受講予定者には、ナイトホームページと委託先を通じて個別に連絡して開催。

また、これに伴い結果的に5年以内の受講期限を超過する資格者には、指定講習機関として電気工事士法第4条の3及び同法施行規則第9条の8第六号に規定する「指定講習機関がやむを得ないと認める事由」を適用する旨周知した。

- ・24年度定期講習用テキストの記載内容について、テキスト作成委員会で審議し法令等改正及び技術進展の状況を反映させる改訂版を作成中。

(2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務

- ・資格講習、認定講習及び再講習について、全国で131回（22年度：124回）の講習を開催し、11,105人（22年度：11,182人）が受講した。（震災のため有効期限が延長され、23年度開催・受講した再講習4会場106名の実績を含む）

- ・東日本大震災による影響から「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」により平成23年8月31日まで資格の有効期限が延長された資格者に対して個別連絡、HP及び業界紙（広告）により周知に努めつつ経済産業省原子力安全保安院及び委託先と連携して6～8月の再講習開催計画（振替（宮城中止分）・追加）を策定（宮城1、東京2、大阪1）し、受講希望者全員（106名）が受講。

- ・資格講習会用修了試験問題については、前年度に発生した問題誤りの反省から、課内チェック体制を見直して強化するとともに試験問題作成委員会の審議・チェック体制も見直し強化したことにより、23年度版は特に問題なくその利用を終えた。現在24年度版について7月の講習会に向けて原案作成委員会を開催し、候補問題を作成中。

- ・再講習、資格・認定講習（24年7月から使用）

見やすく理解しやすいテキスト教材となるよう新たに小委員会を設置し資格・認定講習会用のテキスト教材（法令編・基礎知識編）を作成中（5月まで）。また、再講習会用テキストについても見直し中。

(3) 講習業務移管に向けた取り組み

- ・経済産業省内での制度変更等の検討に必要な各種資料の要請に迅速に対応。
- ・業務移管時の検討事項について、適宜必要なタイミングで経済産業省と意見を交換。

2. 依頼試験評価業務

23年度は、登山用ロープ62本、その他ロープ15本の検査依頼を受け、33通の証明書を発行した。

B. 組織・業務運営における取組みの強化

B-1. 内部統制の充実・強化

【経営陣の声を職員に届ける】

- ・経営陣の生の声を職員に届けるため、イントラに理事長、両理事、監事のブログ頁を設定し、月1回のペースで更新した。
- ・多くの職員を集め、理事長の年頭訓辞、理事、部門長、次長及び課長の年頭所感を行うとともに、その様子をイントラで公開した。
- ・次年度の業務課題、業務の進捗・実績について、理事長が部門長、課室長をヒアリングする理事長ヒアリングを3回、職員公開で実施した。
- ・理事長、両理事が全国各支所に赴き、地方に勤務する職員との直接意見交換を年2回実施した。
- ・経営方針等が地方にもタイムリーに届くよう、運営会議の様子をテレビ会議システムを用いて地方支所に配信した。

【職員の業務・課題に対する理解向上】

- ・若手職員が、自らが従事している業務をプレゼンテーション、パネルで職員に紹介する「NITEユースワーキングセッション」を開催した。
- ・中期目標・計画、年度計画から各課室の課題までが一覧できる様式に、課題管理シートを見直した。

【基本理念、行動指針の見直し検討】

- ・ナイトの長期ビジョンや、東日本大震災による環境変化を踏まえ、基本理念の見直しを検討した。
- ・広く職員を集め、有識者によるCSRについての講演、幹部によるパネルディスカッション等を行い、基本理念を検討する際の意識統一を図った。
- ・若手を中心に数チームの検討チームを編成し、ナイトの基本理念、行動指針、キャッチフレーズについて検討を開始した。

【第3期以降を見据えた課題の洗い出し、課室の課題設定】

- ・第3期以降を見据えた部門の在り方や理事長ヒアリングにおける23年度の業務展開をもとに、部門、課室の課題を設定した。
- ・時代の変化に伴う長期ビジョンの見直し検討に向け、ナイトが今後対処すべき社会的リスクと、それを踏まえた組織の在り方等について、検討を行った。

【政策効果を意識したマネジメントの強化】

- ・第3期中期目標期間における成果を的確に捉えるための指標を抽出するために、各業務のアウトカムモデルの見直し及びアウトカムストラクチャリング化の基礎概念整理を行った。

【危機管理の強化】

- ・ナイトの組織文化の向上を図るために、リスク管理委員会（4回開催）において、業務管理シートに記載された業務リスクを整理分析するとともに、事例研究を行った。
- ・BCP素案策定作業として、首都直下型地震による本所・かずさ被災を想定し、各業務優先度設定、対策本部組織定義、初動・暫定対応手順書案を作成し、本格復旧手順書の作成方針を定めた。

【5S（CNN:Challenge for Next NITE）の推進】

- ・恒久的な5S活動を展開するためのPDCAサイクルの稼働について検討するためのプロジ

ェクトチーム（CNN-PT）を立ち上げ、全所的な活動として取り組んだ。

- ・5S活動の進んでいる一般財団法人化学物質評価研究機構から講師を招き、ナイト職員向けに講演会を開催。またCNN活動の説明会を4回実施し、ポスター作成を通して、CNN活動を職員へ周知定着させた。
- ・理事長及び両理事がCNN活動の点検を行い、優秀な取組に対する表彰を実施した。

【文書管理の強化】

- ・法律の施行に併せ、既存の文書管理規程を廃止し、新たに規程を制定した。
- ・新たな文書管理について、説明会の開催、ハンドブックの作成・配付、e-ラーニング等により職員に周知した。

【震災対応】

- ・被災した東北支所の復旧では、被害を受けた庁舎の補強に必要な予算を確保するとともに、庁舎が復旧するまでの間も業務を継続するために、臨時事務所の確保、プレハブ仮庁舎の建設等の必要な措置を適切に実施した。
- ・電力需給ひっ迫に対応するため、照明の半減、空調の時間短縮、本館及び別館の南側窓ガラスに断熱フィルムの貼付等を行うことによつて、ナイト全体の電気使用量を22年度と比較して7月は76%、7月は75%、9月は80%に減少させた。
- ・震災による原発事故に関連して、福島県、経済産業省から要請により、福島市で工業製品の放射線測定への協力をした（5月～9月 2人ずつ計24名を現地に派遣。）。

【職員の満足度調査、意識調査】

- ・全職員を対象（設問109、回答者数504人（95%））に、職員の満足度調査、意識調査（NITE-Q100）を実施し、その結果を取りまとめた。
- ・課室長を対象とした意識調査を実施しその結果を取りまとめた。

【業務全般にわたる管理運営の適正化等】

- ・予算編成などにあたり理事長ヒアリングを実施するなど、予算縮減を念頭に置いた予算編成を行った。
- ・定期的な予算執行状況の報告を行なわせるなど、予算の適切かつ効率的な執行のための管理を行った。
- ・業務管理シートに業務単位の経費を記入し、職員のコスト意識を向上を図った。

B-2. 戦略的な人材の確保・育成

(1) 人材の流動化

【キャリアパスの運用】

長期ビジョンの策定を踏まえて見直した横断的キャリアパスの考え方をもとに、40歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査に基づき人事面談を行い、本人のキャリアパスに係る希望のほか、専門の複層化や業務経験の多様化を踏まえつつ、その結果を24年度の人事異動に活用した。人事異動の検討に際しては、部門間の調整を図るため計画課長等連絡会議を活用するとともに、全所的な人材育成含めた審議する場として人事評価委員会と選考審査委員会を統合し、人事委員会を設置した。

【人事交流】

人材の育成及び活用、ナイトの組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。

- ・ 経済産業省：出向13名、受入13名
- ・ 独立行政法人産業技術総合研究所：出向1名、受入1名
- ・ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構：出向1名

【外部専門家の人材登用】

社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、専門性の高い人材（常勤職員1名、任期付研究員2名）を公募により選考採用した。また、独立行政法人産業技術総合研究所から専門性の高い研究者を受入れた。

【職員研修】

①階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマ、カリキュラム内容に沿ったミニ講演を行い、受講者と意見交換を行うとともに、受講者からレポート提出を行った。

- ・ 新規採用職員研修：17名
- ・ 中堅職員研修：主任、主査級職員向け各級の人材像に合わせた「タイムマネジメント研修」「プレゼンテーション研修」等8研修を実施（延べ114名受講）。
- ・ 管理職研修：新任管理職対象研修 フォローアップを含め2回開催（11名受講）
既任管理職対象研修 48名・新任専門官対象研修 7名

②共通研修

英語研修 13名 情報セキュリティ研修 64名 文書管理研修 312名

③分野別研修

専門技術習得等のために、ナイト内外の110の研修に273名が受講した。

- ・ JNLA技術研修、製品安全技術継承研修などナイト独自に7の研修を企画し実施した（延べ158名受講）。
- ・ バイオ政策研修、化学物質総合評価管理研修など各省庁、外部専門機関等が主催する78研修に参加した（延べ208名受講）。

また、国内外3機関への長期（6か月以上）の派遣研修に3名が参加。

④国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、55件の国際会議等へ137名（うち若手30代以下職員35名）、39件の海外調査に93名（うち若手30代職員20名）が参加した。

⑤ナイト内部の教育訓練等

全体では60種類の内部教育を270回行った。主な内容は次のとおり。

バイオ分野→論文（英文）セミナー、微生物の分類学に関する教科書（英文）の輪読会等

化学分野→OECD化学品合同会合・ECHAとのSoI締結の報告・産業界における化学物質管理の取組（JIPS等）等

認定分野→ JCSS等チーム会合

製安分野→製品安全基本研修

また、専門性の高いOB職員を再任用し、OJTのほか内部講習会等により、積極的に技術伝承を図った。

⑥チャレンジ課題の提案

ナイトにとって将来役立つと思われる知識の習得について加点方式によるチャレンジ課題の提案・設定を推奨し、職員から96件の提案・申請があった。うち、能力開発研修として9件について費用補助を行った。

⑦メンタルヘルス対策の学習機会の増加、試し出勤制度の導入

- ・職員向け講習会を実施し、セルフケアを含めたメンタルヘルス対策についての学習機会を増加させた。
- ・試し出勤制度を導入し、申込のあった3件について良好な職場復帰に貢献した。

【人事評価制度の適性かつ効果的な運用】

各部門評価者と企画管理部長等による評価調整会議（3月～4月）により評価者の評価基準の調整を図った。管理職研修（6～7月）では、評価調整会議での実例をベースに事例研究を行い、評価者のスキルアップを図った。

評価結果の昇給等処遇への反映においては、労働組合との協議を行い、複数年度の評価を使い、公平に昇給に反映させる仕組み（ポイント制）を導入した。

B-3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

- ・若手職員が自らが従事している業務について、広く職員に紹介するNITEユースワーキングセッションを開催するなどして、職員の各分野の業務内容についての理解を深めることにより、人事異動による人材の流動化を計画するとともに、技術的知見、設備等の一体的活用に着手した。
- ・北関東支所において、燃焼技術に特化し、製品事故の原因究明のための初動調査等を本所に一元化するべく、プロジェクトチームを立ち上げ、原因究明の実施体制、高度な原因究明に必要な燃焼試験技術を明確にした上で、施設・設備の整備、実現性等について検討を行い（検討会を7回実施）、理事長に対し検討結果を報告し、高度な燃焼試験を実施する製品安全部門の部署として、平成24年4月1日に燃焼技術センターに改組することとした。
なお、重大事故の約70%、非重大事故の40%以上が発火燃焼に関わる事故。これら事故について、原因不明件数の減少が喫緊の課題。当該支所で実施していた初動調査等の業務は、本所（東京）に一元化した。
- ・地方支所においては、業務量に応じた人員を配置しているところであるが、引き続き効率的・効果的な体制となるよう、毎年、製品安全担当者会議等において、業務量の平準化の観点から見直しを実施することとしており、平成24年2月に同会議を実施し、各支所の業務量が平準化していることを確認した。

【再掲 A-1.（1）①事故情報の収集、関係機関との連携強化】

- ・関係機関（消防、経済産業省、ナイト）と効果的・効率的な連携の在り方を検討した結果、消防庁から全国の消防本部に通達が発出された。（平成23年6月23日）
- ・消防庁及び警察庁から通達が発出された後は、ナイトの協力要請に対し、情報提供、合同調査が適切に実施され、製品事故調査のための初動調査が迅速かつ効果的に行われている。

【再掲 A-3.（3）特許微生物に係る寄託業務の一元化】

- ・特許寄託機関の統合については、関係機関と連携し、統合に際しての諸問題の解決を図り、一元化の基本方針である「特許寄託業務の一元化に向けたアクション・プログラム」（以下「アクション・プログラム」という。）を策定した。
- ・本アクション・プログラムに沿って、ナイトの下における2機関の運営開始（平成24年4月1日を予定）に向けた諸作業（寄託生物種の範囲の検討、手数料改定の検討、独立行政法人産業技術総合研究所特許生物寄託センター（以下「AIST-IPOD」という。）でのナイト職員の技術習得、AIST-IPOD施設・設備の管理方法、一元化に関する業界説明会の開催等）を実施した。並行して、AIST-IPOD保管株を受け入れるため、かずさの施設整備に着手した。
- ・施設・設備の共用化、人員の業務兼務については、特許微生物寄託センター（以下「NPMD」という。）職員全員に生物資源課の業務を兼務させ、NPMD実験室において生物資源課の業務を行うことにより、施設・設備の共用及び人員の業務兼務推進を図ることとした。

B-4. 契約の適正化

随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を節減した。

- ① 随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。
- ② 競争入札等における複数者応札による実質的競争性の拡大を図るため、平成22年度に引き続き次の取り組みを実施した。
 - ・情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
 - ・入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
 - ・入札参加ランクの緩和
 - ・高額調達において一者応札・応募の場合には入札手続きやり直し
 - ・入札説明書等ダウンロード事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査等

さらに、平成23年度は、次の取り組みを実施した。

- ・品質向上対策の検討材料とするため、契約履行品質評価を実施
- ・契約事務の品質向上の検討材料とするため、職員の契約ルール等の理解度、契約手続き等の満足度調査を実施

- ・競争性のない随意契約のうち、電力供給及びガス供給契約を競争入札へ移行
- ③ 契約監視委員会において、平成22年度及び平成23年度12月末までに締結した随意契約及び競争入札等における一者応札・応募案件の点検を引き続き実施した。また、内部監査においても、一者応札・応募案件の点検を重点項目の一つとして実施した。
- ④ 契約の透明性の確保を図るため、ナイトとの契約において一定の関係を有する場合にあっては、落札者への再就職の状況や、取引の状況に関する情報を公表する取り組みを平成23年7月より開始した。

B-5. 広報、情報提供の推進

(全体)

第三期中期目標期間の初年度である平成23年度は、広報委員会を設置し、ナイトの広報戦略をとりまとめるとともに、ナイト全体としての活動を活発化させた。具体的には、当該戦略の下、地域の一員としての本所（渋谷区西原）の一般公開日「第1回NITEフレンドシップディ」や内部広報と若手職員育成としてのプレゼンテーションとパネルセッションの開催などの広報活動を行うとともに、その内容に関する調査分析を行い、次回開催への足がかりとした。

また、当該委員会の活動としてホームページ、総合パンフレットなど、各種広報ツールの見直しにかかる検討を開始した。

(製品安全分野)

【マスメディアへの対応】

「災害復旧時の製品事故」の記事投げ込み、「扇風機」「エアコン」「カセットこんろ」など、再現実験映像を使った説明会を11回開催した。

定期プレス説明会で使用した映像（画像）をマスメディアを通じ、国民に提供。今年度から各支所にて地方版資料を作成・添付し報道機関等へ配布。地域に密着した注意喚起の実施が可能となった。

- ・ 新聞による注意喚起 80回（うち全国紙※31回、地方紙等49回）※読売、毎日、朝日、産経、日経
- ・ テレビによる注意喚起等(放送) 167回（うち全国テレビ 80回、地方ローカル放送87回）

【講師派遣・展示】

- ・ 業務報告会を11月16日大阪（ドーンセンター）、11月24日東京（渋谷区文化総合センター）で開催。大阪会場は301人、東京会場は414人の参加があった。
- ・ 全国の消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修等に150回の講師を派遣し、事故事例などを紹介した。（参加者延べ人数：7,854人）
- ・ 主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会との共同で「知の市場」を東京及び大阪で開催、「製品安全対策の基礎知識」について講義（各15回）。（受講者：東京80人、大阪15人）

- ・経済産業省主催のセミナー（製品安全セミナー、製品安全点検日セミナー）に計14回講師を派遣し、併せてセミナー会場に事故品を展示して注意喚起した。（参加者延べ人数：約1,053人）

- ・各自治体や消費生活センターが主催する「消費生活展」などに全国で59件出展した。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・「身・守りハンドブック2012」及び「生活安全ジャーナル」（Web版）を発行した。

- ・「事故防止注意喚起リーフレット（4種類）、注意喚起ちらし（24種類）、ミニポスター（再現実験映像を含む、14種類）をホームページに掲載した。

- ・PSマガジンを毎月第2と第4火曜日に配信した。（23回、登録者数：7,851人、1月31日現在）

【その他】

小学生の製品安全教育教材として作成したDVDが、（財）消費者教育支援センターの「第5回消費者教育教材資料表彰（行政）」優秀賞を受賞し、今年度21,000枚増刷して教育委員会を通じ小学校に8,500校以上配布した。

なお、未配布地域には、現在配布活動中である。

（化学物質管理分野）

【講師派遣・展示】

- ・成果発表会を東京（参加者366名）及び大阪（参加者206名）の2会場で開催し、合計572名の参加者があった。内容は、職員発表、外部講師による基調講演、ポスターセッション及びカテゴリーアプローチなどのミニセミナーから構成され、化学物質管理センターの業務成果の普及を行うとともに、個別業務について意見交換を行った。次年度以降の効果的な広報にも活用するため、会場にてアンケート調査を実施した。

- ・横浜国立大学や主婦連合会と共同で社会人講座を開講するとともに、内閣府等とシンポジウムを開催するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した（約100回）。

- ・メールマガジン「NITEケミマガ」の配信（電子メールを利用）を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着情報、報道発表情報等の情報を提供した。読者に各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能とした。また、「NITEケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成24年3月末現在約3,100名となった。

【その他】

- ・化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット（約4,000部）やCHRIPパンフレット（約6,500部）及び技術情報誌であるCMCレター（約2,200部）等の配付を行いナイトの活動の理解促進に努めた。

(バイオテクノロジー分野)

【マスメディアへの対応】

- ・独立行政法人酒類総合研究所との共同プロジェクトである清酒酵母きょうかい7号のゲノム解析について、共同でプレスリリースを行った。

【講師派遣・展示】

- ・国内のバイオ産業団体、大学、研究所等との連携を図りつつ、国際学会を含む学会やイベント、市民フォーラムでの発表・展示やインターネットを利用し、訴求対象やトピックスを明確にしてナイトの保有する生物資源の分譲や海外探索等の広報活動を行い、保有菌株の利用促進を図った。
- ・平成23年6月末からの遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の第二種審査における審査スキームの変更に伴い、これまで経済産業省製造産業局生物化学産業課が行ってきた審査資料作成に関する説明をナイトが初めて行い（東京2回、大阪1回）、新たなスキームについての周知を図った。
- ・「かずさの森の微生物教室」開催；対象を木更津市を含む周辺4市の小中学生に拡大したところ定員20名に対し、応募約100名と多数であったため、午前、午後（合計40名参加）の2回開催した。
- ・相手の要望に合わせた適切な見学対応を実施した。23年度かずさ地区の見学者数725名、本所見学者数60名。

【その他】

- ・特許微生物寄託センターへの独立行政法人産業技術総合研究所特許生物寄託センターの一元化に関し、ホームページへ掲載するとともに寄託者あてダイレクトメールを発送した。また、製薬会社等バイオ業界に対し、特許寄託業務の一元化に関する説明会を行い、周知を図った。

(認定分野)

【マスメディアへの対応】

- ・各種、雑誌、業界新聞への投稿等を実施し、認定制度の紹介等の広報を行った。
- ・日刊工業新聞のJCSS特集に、JCSS制度の紹介記事を執筆した。

【講師派遣・展示】

- ・JCSSでは、JCSS制度や取り組みの現状等について業界団体等の各種会合において講演等を行い、JCSS普及のための活動を行った。
- ・JNLAでは、JNLA制度の普及を目的として、LED照明の業界団体と定期的に会合を持ち、LED照明に関する業界の認定ニーズや動向について情報交換を実施。
- ・MLAPでは、業界団体主催の若手技術者向けのセミナーにおいて、制度の概要や認定基準の解説、計量管理者に求められる経験と技術能力等について講演を行った。
- ・分析展2011／科学機器展2011、計測標準フォーラム第9回合同講演会（ポスターセッション）及び米国で開催された全米標準試験所会議（NCSLi2011）に出展し、認定センターの活動について広報活動を実施。

また、計測展2011の無料セミナー、計測標準フォーラム第8回合同講演会及びJEMIC主催の無料セミナー「JCSS制度と計測器管理」において、JCSSの広がりテーマに講演を行っ

た。その他、分析展2011／科学機器展2011でJCSS標準物質に特化した広報活動を独立行政法人産業技術総合研究所計量標準総合センター、一般財団法人化学物質評価研究機構と合同で行った。

- ・ 建築・建材展2012では、光触媒工業会のブースにて、JNLA制度についてパネル展示の協力をし、情報提供を行った。
- ・ 9月に合同セミナー（JLAC技術情報セミナー）を開催し、試験所・校正機関認定制度の利用状況及びその効果についての情報提供を行った。
- ・ 他の計量関係機関と共同でマネジメントシステム主任審査員を対象とした計測のトレーサビリティ講習会を東京及び大阪で計4回開催し、JCSS制度をはじめ、計測のトレーサビリティに関する正しい知識を提供した。

【ホームページ・メールマガジン】

- ・ 認定センターアドバイザーから、認定分野のホームページに対する問題点、わかりやすさ等に配慮した改善提案を受けてホームページに反映し、ホームページを充実させた。

6. 2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. アウトソーシング

これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、外部委託等を積極的に行っている。今後も、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている。これまでも、社会的要請や行政ニーズに的確に対応するための業務の効率化を図る観点から、ゲノム解析の器具洗浄、PRTR法に基づく届出の電子化処理等、化学物質総合管理情報データベース（CHRIP）のデータ更新作業などの外部委託等を積極的に行っている。今後も、外部委託を行うことにより、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか、引き続き検討を行い、一層の効率化を推進することとしている。

（製品安全）

製品事故調査員として全国で、調査能力を有する外部の技術的専門家（製造事業者OB、消防機関OB、検査機関OB等）を33名委嘱し、製品安全業務の事故情報の調査・分析において、外部人材の積極的な活用を図った。

（バイオ）

業務の一層の効率化の観点から、実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施した。また、シュードモナス属細菌等6菌の塩基配列の決定について、自ら追加実験は行わず、オプティカルマッピングによるゲノム配列の検証実験を外注して、解析期間の短縮とコスト削減を図った。

（化学）

専門的なスキルを有する非常勤職員と派遣職員を活用することにより、スクリーニング

評価、リスク評価に用いる性状データをデータベースなどの情報基盤として整備するために、データ形式を整合（クリーニング）させるための作業マニュアルを作成し、23年度のスクリーニング評価に用いる性状データのクリーニングを効率的に実施した。

（認定）

外部審査員を15名確保し、22年度までに確保した外部技術審査員と共に審査に活用した。

（講習業務）

大都市圏である東京、名古屋及び大阪の受講会場は、同地を勤務地とする近郊の他県在住者の受講が多いという講習需要の実態から、大都市での開催回数を十分確保する一方で、地方都市での受講にも不便を来さないよう開催計画を作成し、安価で利便性のある講習会場を確保する業務をアウトソーシングし、業務遂行の状況についても適宜確認した。

（官民競争入札）

N I T E 共通基盤情報システム運用管理業務について、平成26年度に民間競争入札を実施する予定である。

2. 業務の電子化の推進

- ・ 第二期中期目標期間に実施した業務・システム最適化計画の最終評価をとりまとめ、この評価結果を踏まえ、次期業務・システム最適化の方針の検討に着手した。
- ・ I T 調達 の 透明性、公平性の確保を図るため、C I O 補佐官を活用し、情報システム政府調達審査会を開催し仕様書の審査等を実施した。今年度は情報システム政府調達審査会37回（7システム）、審査会以外の仕様書審査60件、提案書の確認23件を実施した。
- ・ 情報システム調達における仕様書作成支援として仕様書のひな形を作成した。
- ・ 情報セキュリティ教育として、全役職員を対象としたeラーニング研修、セキュリティ対策を推進する職員向けとしてアクティブラーニング研修、幹部向け研修、新規着任者向け研修を実施した。年度内にいずれかの研修を受講した役職員は593名（受講対象者661名）で受講率は89.7%であった。
- ・ 機構の全課室において情報セキュリティ自己点検を実施した。
- ・ システムの重要度等により機構の保有するシステムの中から10システムを監査対象として選定し、監査対象システムの所管課室と利用課室に対して情報セキュリティ監査を実施した。